

第2期松戸市自殺対策計画

～誰も自殺に追い込まれることのない松戸市を目指して～



令和6年(2024年)3月

松戸市

はじめに

～絆（つながり）～

国連の世界人権宣言には、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。」（第1条）と謳われており、日本国憲法では、「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」（第13条）と掲げられております。



本来、人は誰でも幸せになる権利があり、その生命は尊いものであります。しかしながら、今なお自殺される方は後を絶ちません。そして自殺は、その多くが追い込まれた末の死であると言われております。

自殺の背景には、経済や生活の問題をはじめ、健康や家庭の問題など様々な悩みが複雑に関係しております。平成18年に自殺対策基本法が制定されて以降、それまで「個人の問題」と認識されがちであった自殺は広く「社会の問題」として認識されてきており、自殺対策は社会全体で取り組むことが求められております。

本市においては、平成31年4月に『松戸市自殺対策計画』を策定し、自殺対策を「生きることの包括的支援」と位置づけ、市の関係部署や関係団体をはじめ、地域の皆様のご理解とご協力のもと、取り組みを実施してまいりました。

このたび策定した『第2期松戸市自殺対策計画』では、前計画に引き続き、保健、医療、福祉、教育、労働など様々な関連施策との連携を図り、「生きることの包括的な支援」を実施し、「誰も自殺に追い込まれることのない松戸市」の実現を目指してまいります。

結びに、本計画の策定にあたり多大なるご尽力をいただきました、松戸市健康づくり推進会議委員の皆様、関係者の方々、並びにアンケート調査などで貴重なご意見をいただきました市民の皆様に対しまして、厚く御礼申し上げます。

令和6年3月

松戸市長 **本郷谷 健次**

【目次】

第1章 計画策定の趣旨	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間	3
4 計画の数値目標	3
第2章 国や県の実組	4
1 国の取組（自殺総合対策大綱）	4
2 県の実組（第2次千葉県自殺対策推進計画）	4
第3章 松戸市における自殺の特徴	5
1 統計資料に見る現状	5
2 地域自殺実態プロファイルによる分析	15
3 松戸市の自殺の特徴	16
4 松戸市において重点的に取り組む対象	16
第4章 第1期計画の評価	17
1 基本施策の評価	17
(1) 生きる支援につながるネットワークの強化	17
(2) 自殺対策を支える人材の育成	18
(3) 市民への啓発と周知	18
(4) 生きることの促進要因への支援	19
(5) 児童生徒のこころの健康づくりの推進	19
2 重点施策の評価	20
(1) 生活困窮者の自殺対策の推進	20
(2) 高齢者の自殺対策の推進	21
(3) 勤務・経営問題に関わる自殺対策の推進	22
(4) 子ども・若者の自殺対策の推進	23
3 計画の数値目標についての評価	24
4 総合的な評価	24

第5章 第2期における自殺対策における取り組み	25
1 基本方針	25
2 施策の構成と体系	27
(1) 施策の構成	27
(2) 施策の体系	28
3 基本施策	29
基本施策1 生きる支援につながるネットワークの強化	29
基本施策2 自殺対策を支える人材の育成	31
基本施策3 市民への啓発と周知	32
基本施策4 自殺未遂者等への支援の充実	33
基本施策5 自死遺族等への支援の充実	34
基本施策6 児童生徒のSOSの出し方に関する教育	35
4 重点施策	36
重点施策1 生活困窮者の自殺対策の推進	36
重点施策2 高齢者の自殺対策の推進	38
重点施策3 勤務・経営問題に関わる自殺対策の推進	39
重点施策4 子ども・若者の自殺対策の推進	40
重点施策5 女性・マイノリティ等の自殺対策の推進	42
5 生きる支援関連施策	44
6 評価項目一覧	47
第6章 自殺対策の推進体制	49
1 自殺対策の推進体制	49
(1) 松戸市自殺対策推進部会	49
(2) 松戸市自殺対策庁内連携会議	49
2 計画策定までの経過	49
(1) 会議経過等	49
(2) 松戸市自殺対策推進部会委員名簿	50
(3) 松戸市自殺対策庁内連携会議構成所属一覧	51

資料編	52
1 「健康づくり」に関する松戸市民アンケート調査	52
(1) 調査の目的と本計画への反映	52
(2) 本調査の概要	52
(3) 調査のまとめ概要.....	52
(4) 主な調査結果	53
2 自殺対策基本法	59

第1章 計画策定の趣旨

1 計画策定の趣旨

我が国の自殺者数は、平成10年に一挙に増加して3万人を突破し、その後、平成23年まで14年間連続して3万人を超える状態が続きました。

このような状況の下、国は平成18年6月に「自殺対策基本法」を制定し、自殺は「個人の問題」から「社会の問題」として広く認識されるようになりました。さらに、翌19年には「自殺総合対策大綱」を策定し、国を挙げて総合的に自殺対策を推進した結果、自殺者数は減少傾向に転じ、着実に対策の実が上がっています。

しかし、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等で状況に変化が生じています。男性、特に中高年男性が自殺者数の大きな割合を占める状況は変わっていませんが、令和2年には自殺の要因となり得る様々な問題が悪化したことなどにより、特に女性や小中高生の自殺者数が著しく増加し、総数において11年ぶりに前年を上回りました。令和4年には男性の自殺者数も13年ぶりに増加、小中高生の自殺者数は過去最多となっています。我が国の自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺による死亡率）は、依然として、G7諸国の中で最も高く、自殺者数も毎年2万人を超える水準で推移していることから、非常事態はいまだ続いていると言わざるを得ません。

自殺は個人の自由な意思や選択の結果ではなく、実際には生活苦や健康問題、介護疲れ、うつ病などさまざまな要因が絡み合い、心理的に追い込まれた末の死であるといえます。松戸市では平成31年に「松戸市自殺対策計画」を策定し、「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」を減らし、「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」を増やす、様々な取組を実施してきました。

令和4年10月には、国が推進すべき自殺対策の指針として新たな「自殺総合対策大綱」が閣議決定されました。こうした国の新たな取組および本市の実情を踏まえ、「生きることの包括的支援」を行うことで、「誰も自殺に追い込まれることのない松戸市の実現」を目指します。

2 計画の位置づけ

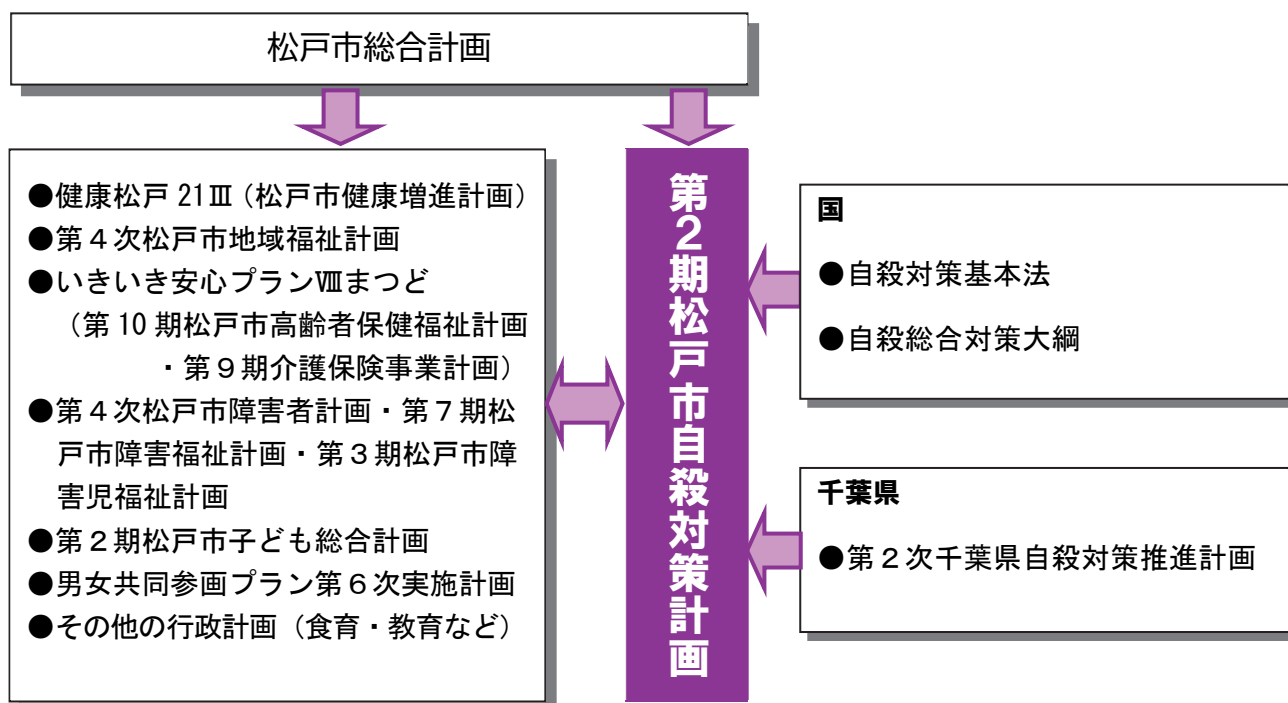
本計画は、自殺対策基本法第 13 条第 2 項に定められた「市町村自殺対策計画」として、自殺総合対策大綱や第 2 次千葉県自殺対策推進計画の趣旨を踏まえて策定するものです。

【参考：自殺対策基本法（部分）】

自殺対策基本法（平成 18 年法律第 85 号）

（都道府県自殺対策計画等）
第 13 条 都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、当該都道府県の区域内における自殺対策についての計画（次項及び次条において「都道府県自殺対策計画」という。）を定めるものとする。
2 市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画（次条において「市町村自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

また、本計画は、「松戸市総合計画（令和 4 年度～令和 11 年度）」を上位計画として、「健康松戸 21Ⅲ（松戸市健康増進計画）（平成 26 年度～令和 6 年度）」、「第 4 次松戸市地域福祉計画（令和 5 年度～令和 9 年度）」「いきいき安心プランⅧまつど（第 10 期松戸市高齢者保健福祉計画・第 9 期介護保険事業計画）（令和 6 年度～令和 8 年度）」などの関連計画などと整合・連携を図りながら推進するものです。



3 計画の期間

本計画の期間は、令和6年度から令和10年度までの5年間とします。

令和10年度中に計画の見直しを図り、第3期の計画につなげますが、計画期間中に関連法などの改正や社会情勢の大きな変化があった場合には、必要に応じて見直しを行います。

【図】本計画の期間



4 計画の数値目標

自殺対策基本法で示されているように、自殺対策を通じて最終的に目指すのは、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現です。国は自殺総合対策大綱において、当面の目標として、我が国の自殺死亡率を先進諸国の現在の水準まで減少させることを目指し、令和8年までに自殺死亡率（人口10万対）を平成27年より30%以上減少させることを目標として定めています。

こうした国の方針を踏まえ、本市では、第1期計画において、令和8年の自殺死亡率を平成28年より30%以上減少させることを長期目標としました。この数値目標を継続し、令和8年の自殺死亡率を11.7以下と設定します。

ただし、実績が目標値を下回ったとしても、自殺者がいる限り自殺対策を継続する必要があります。

計画の数値目標：自殺死亡率（人口10万対）
第1期計画の数値目標を継続
平成28年:16.7 ⇒ 令和8年:11.7
※令和4年：17.5

※自殺死亡率は、以下の統計を用いて算出
自殺者数：厚生労働省「人口動態統計」
人口：松戸市住民基本台帳人口（各年9月30日現在）

第2章 国や県の取組

1 国の取組（自殺総合対策大綱）

国は、自殺対策の指針として新たな「自殺総合対策大綱～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～」を令和4年10月に閣議決定しました。

〔新たな「自殺総合対策大綱」の基本認識〕

1. 自殺は、その多くが追い込まれた末の死である
2. 年間自殺者数は減少傾向にあるが、非常事態はいまだ続いている
3. 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策の推進
4. 地域レベルの実践的な取組を、PDCAサイクルを通じて推進する

〔新たな「自殺総合対策大綱」のポイント〕

1. 子ども・若者の自殺対策の更なる推進・強化
2. 女性に対する支援の強化
3. 地域自殺対策の取組強化
4. 総合的な自殺対策の更なる推進・強化

※自殺の要因となる様々な問題が悪化したことにより、「子ども・若者」「女性」が新たなキーワードとして国より提示。

2 県の取組（第2次千葉県自殺対策推進計画）

「第2次千葉県自殺対策推進計画」の概要は以下の通りです。

計画の期間

- 平成30年度から令和9年度までの10年間
- 国の自殺総合対策大綱改定を踏まえて中間見直しを予定。

計画の目標

- 令和8年までに、県の自殺死亡率を平成26年から平成28年平均の18.6から30%以上減少させ13.0以下にする。

自殺対策推進のための取組

- 地域レベルの自殺対策の推進
- 統計資料を活用した自殺対策の推進
- 自殺対策に係る人材の養成
- 心の健康づくりなど一次予防の取組
- 自殺の危機に対応する二次予防の取組
- 遺された人への支援
- 身体の問題への支援
- 精神の問題への支援
- 経済・生活・就労問題への支援
- 家庭問題への支援
- 勤務問題への支援
- 学校問題への支援
- その他の問題（マイノリティ等）への支援

第3章 松戸市における自殺の特徴

1 統計資料に見る現状

■ 統計資料について

本資料では、厚生労働省の「人口動態統計」と警察庁の自殺統計原票を集計した「自殺統計」の2つを掲載しています。「人口動態統計」と「自殺統計」では、以下のとおり調査対象などに違いがあります。

1 調査対象の差異

厚生労働省の人口動態統計は、日本における日本人を対象とし、警察庁の自殺統計は総人口（日本における外国人も含む）を対象としています。

2 調査時点の差異

厚生労働省の人口動態統計は、住所地を基に死亡時点で計上し、警察庁の自殺統計は発見地を基に自殺死体発見時点で計上しています。

3 事務手続き上の差異

厚生労働省の人口動態統計は、自殺、他殺あるいは事故死のいずれか不明なときは自殺以外で処理しており、死亡診断書等については作成者から自殺の旨、訂正報告がない場合は、自殺に計上していません。

警察庁の自殺統計は、捜査等により、自殺であると判明した時点で、自殺統計原票を作成し、自殺に計上しています。

■ 松戸市の自殺統計

本計画の自殺者数、自殺死亡率については、WHOで使用されている「人口動態統計（厚生労働省）」を主に掲載しています。人口動態統計では得られない“その他の詳細項目（原因・動機別、職業別、自殺未遂歴の有無別、同居人の状況別）”については、「自殺統計（警察庁）」の市区町村別集計【自殺日・住居地】を使用しています。

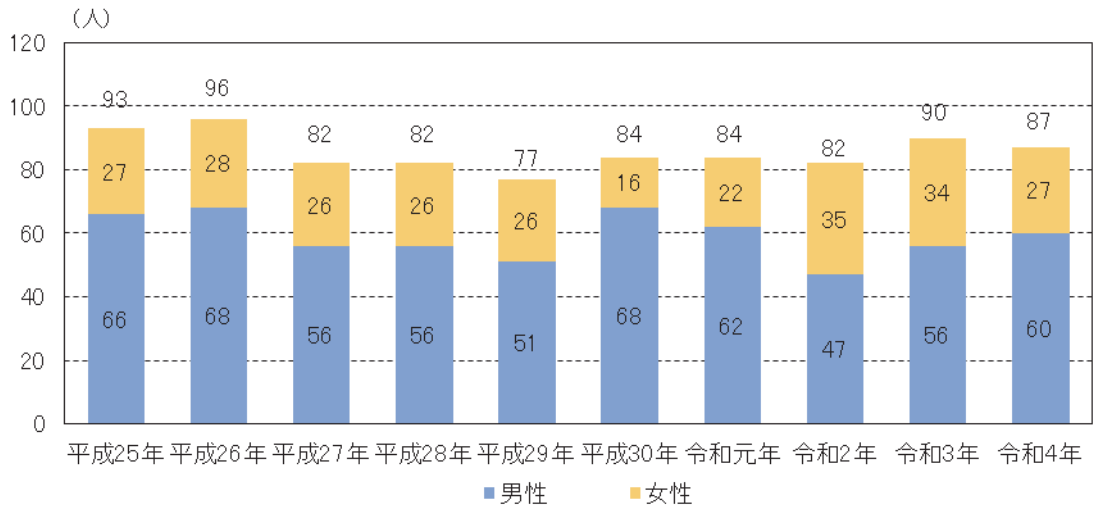
また、各統計については、令和5年10月時点で公表されている最新の統計資料を使用しています。

(1) 自殺者数の推移

本市の自殺者数は平成 29 年まで概ね減少傾向が続いていましたが、平成 30 年には増加に転じ、それ以降横ばいの傾向が続いています。

男女別にみると、男性の自殺者数が多くなっていますが、令和 2 年以降女性の増加傾向が見られます。

図1 松戸市の自殺者数の推移

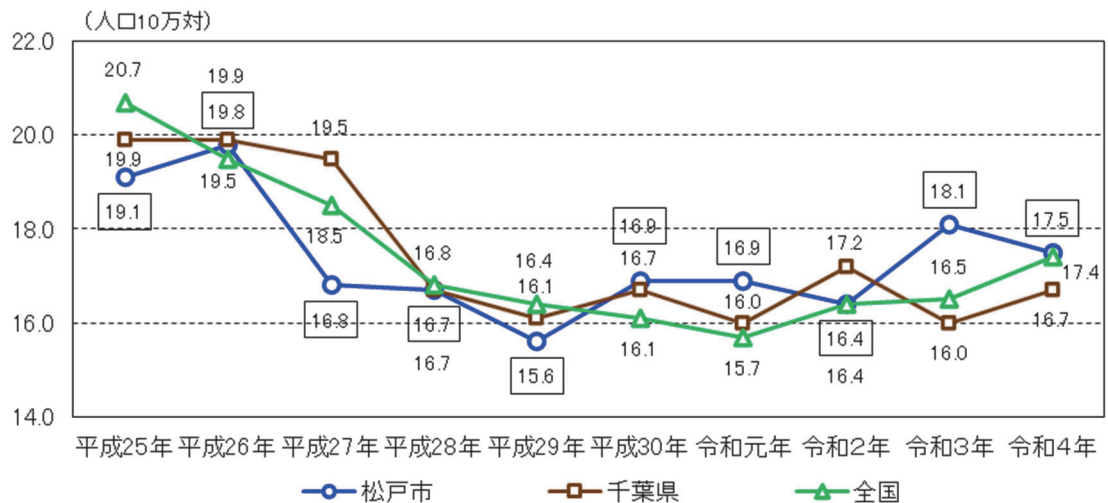


出典：人口動態統計（厚生労働省）

(2) 自殺死亡率の推移（全国、千葉県との比較）

本市の自殺死亡率を千葉県や全国と比較すると、平成 30 年以降、県や全国よりも自殺死亡率がやや高い傾向が続いています。

図2 自殺死亡率の推移（松戸市、千葉県、全国）

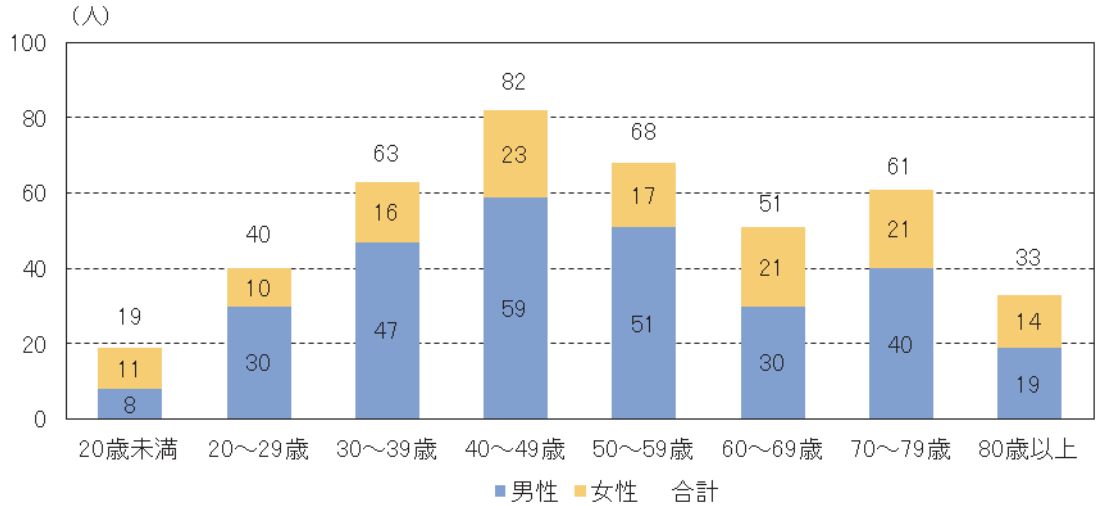


出典：人口動態統計（厚生労働省）

(3) 年代別自殺者数

平成 29 年から令和 3 年までの 5 年間の自殺者数は 417 人で、年代別にみると 40～49 歳が 82 人と最も多く、次いで 50～59 歳が 68 人、30～39 歳が 63 人となっています。また、男性に比べて、女性は年代によるばらつきが少なくなっています。

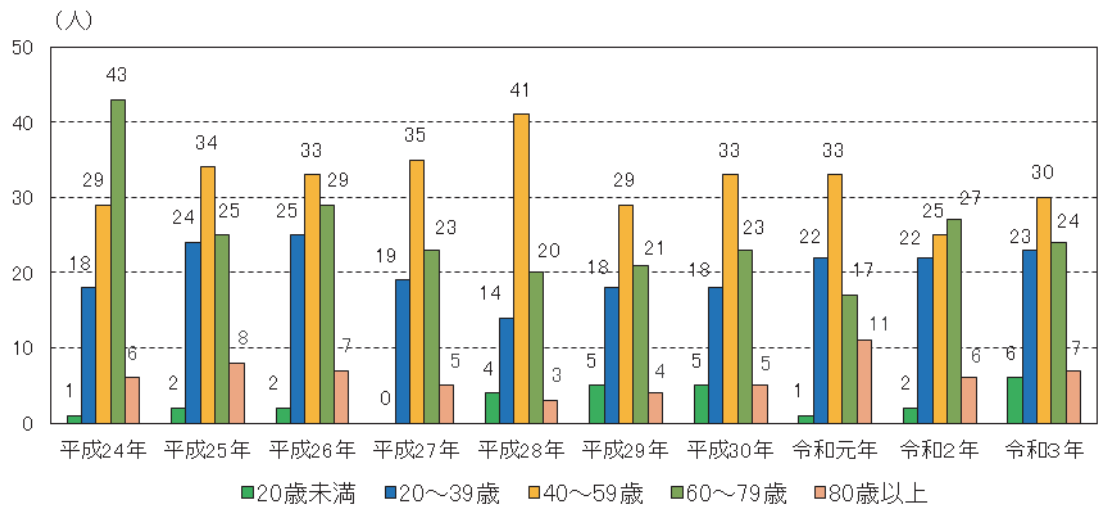
図3 松戸市の年代別自殺者数（平成 29 年～令和 3 年の合計）



出典：人口動態統計（厚生労働省）

本市の年代別自殺者数の推移は、平成 25 年以降「40～59 歳」が最も多い傾向が続いています。それに次いで、「20～39 歳」と「60～79 歳」も多くなっています。

図4 松戸市の年代別自殺者数の推移



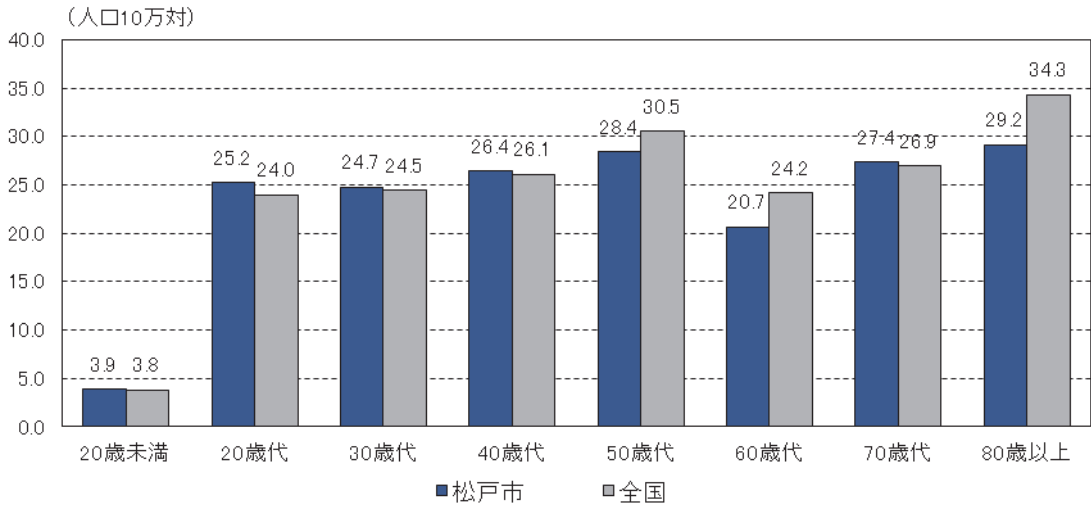
出典：人口動態統計（厚生労働省）

(4) 年代別自殺死亡率（全国との比較）

本市の年代別自殺死亡率を男女別にみると、男性では「20 歳代～40 歳代」及び「70 歳代」で全国に比べ多少高くなっています。

また、「50 歳代～60 歳代」及び「80 歳以上」では全国に比べ低くなっています。

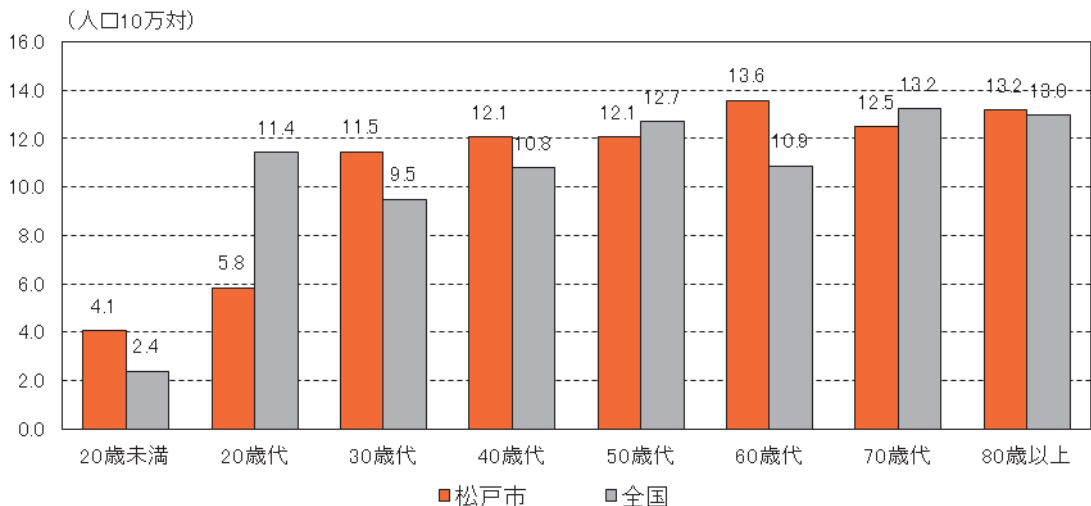
図5 男性の年代別自殺死亡率（平成 29 年～令和 3 年の平均）（松戸市、全国）



出典：自殺統計（警察庁）

一方、女性では、「20 歳未満」、「30 歳代～40 歳代」、「60 歳代」及び「80 歳以上」で全国よりも高くなっていますが、特に、「30 歳代～40 歳代」及び「60 歳代」ではその傾向が強くなっています。

図6 女性の年代別自殺死亡率（平成 29 年～令和 3 年の平均）（松戸市、全国）



出典：自殺統計（警察庁）

(5) 年代別に見た死亡原因（平成 29 年～令和 3 年の合計）

平成 29 年から令和 3 年までの 5 年間の年代別死亡原因を見ると、自殺は 10～39 歳で第 1 位、40～49 歳でも第 3 位となっており、若年者や働き盛りの世代で主要な死亡原因となっています。

表 1 松戸市の年代別に見た死亡原因（平成 29 年～令和 3 年の合計）

年代	第1位		第2位		第3位		※死亡者 総数
	死因	死亡者数	死因	死亡者数	死因	死亡者数	
10歳未満	循環器系の先天奇形	9	周産期に特異的な呼吸障害及び心血管障害	8	染色体異常、他に分類されないもの	6	60
10～19歳	自殺	19	悪性新生物・その他の新生物・不慮の事故・その他の外因			各 2	34
20～29歳	自殺	40	悪性新生物	11	心血管（高血圧症を除く）	10	84
30～39歳	自殺	63	悪性新生物	23	心血管（高血圧症を除く）	15	138
40～49歳	悪性新生物	153	心血管（高血圧症を除く）	84	自殺	82	530
50～59歳	悪性新生物	378	心血管（高血圧症を除く）	179	脳血管疾患	71	1,028
60～69歳	悪性新生物	942	心血管（高血圧症を除く）	348	脳血管疾患	135	2,158
70～79歳	悪性新生物	2,243	心血管（高血圧症を除く）	744	脳血管疾患	349	5,520
80～89歳	悪性新生物	2,164	心血管（高血圧症を除く）	1,324	老衰	659	8,339
90歳以上	老衰	1,194	心血管（高血圧症を除く）	852	悪性新生物	644	4,975

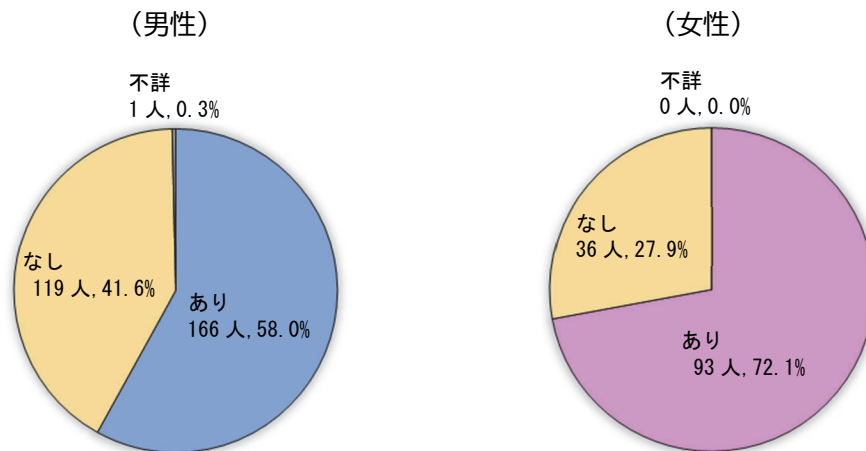
※死亡者総数：平成 29 年～令和 3 年までの各年代の死亡者合計人数

出典：人口動態統計（厚生労働省）

(6) 同居人の有無別自殺死亡率

同居人の有無別自殺死亡率は、男性よりも女性の方が、「同居人あり」の割合が高くなっています。

図 7 松戸市の自殺者（平成 30 年～令和 4 年の合計）の同居人の有無別割合

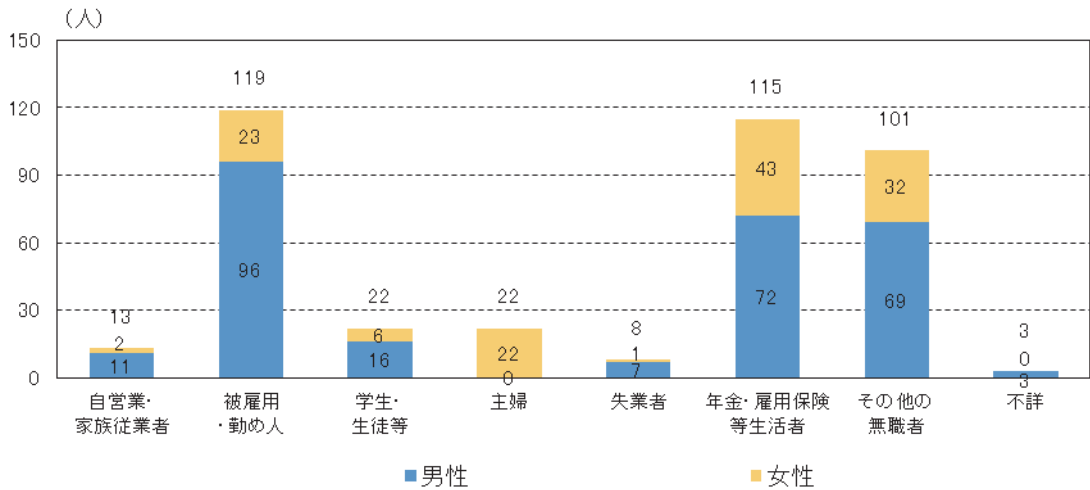


出典：自殺統計（警察庁）

(7) 職業別自殺者数

平成 29 年から令和 3 年までの 5 年間の自殺者数を職業別にみると、被雇用者・勤め人が 119 人と最も多く、次いで年金・雇用保険等生活者が 115 人、その他の無職者が 101 人となっています。

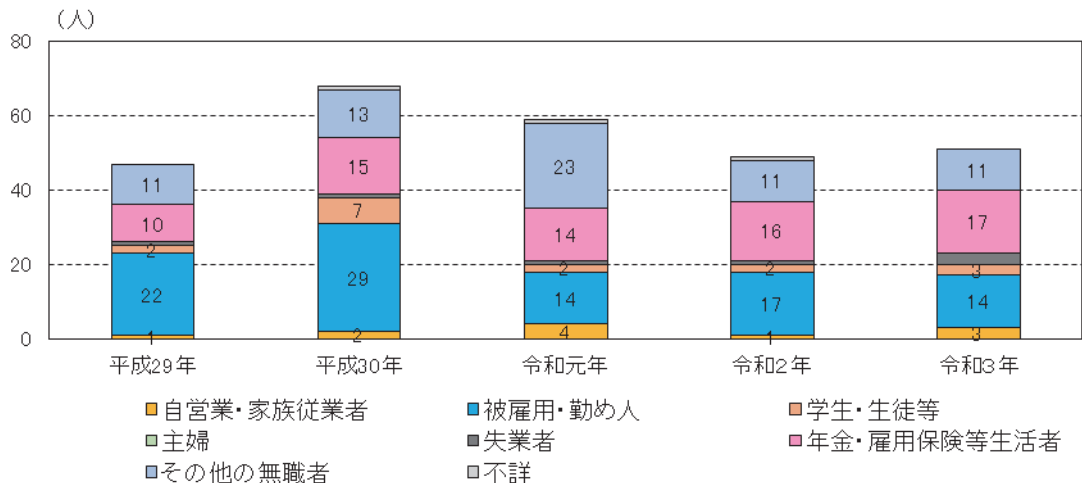
図 8 松戸市の職業別自殺者数（平成 29 年～令和 3 年の合計）



出典：自殺統計（警察庁）

平成 29 年から令和 3 年までの 5 年間の自殺者数の推移を職業別にみると、男性では令和 3 年を除き「被雇用・勤め人」が最も多くなっており、次いで「年金・雇用保険等生活者」が多くなっています。なお、令和 3 年は「年金・雇用保険等生活者」が「被雇用・勤め人」よりも多くなっています。

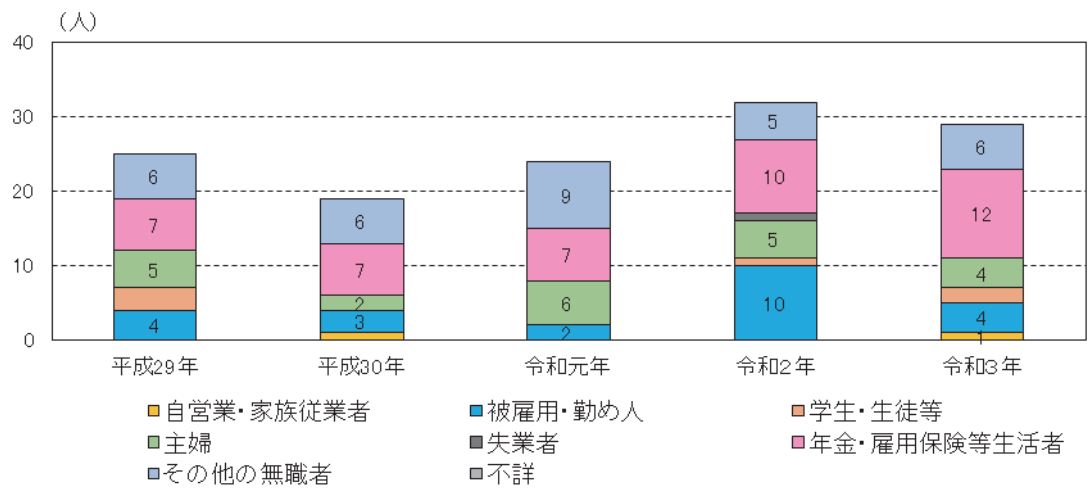
図 9 職業別自殺者数の推移（松戸市・男性）



出典：自殺統計（警察庁）

女性の職業別自殺者数では「年金・雇用保険等生活者」が最も多くなっています。

図 10 職業別自殺者数の推移（松戸市・女性）

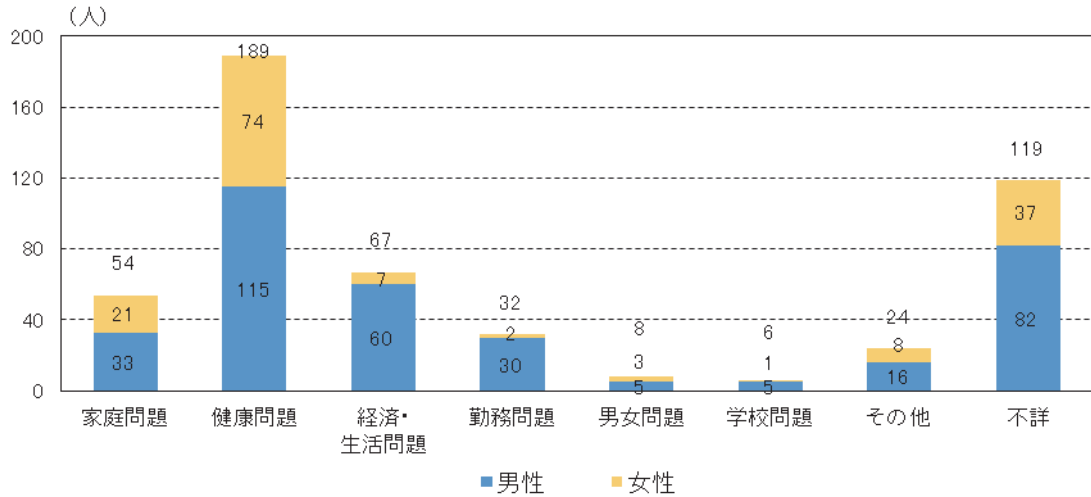


出典：自殺統計（警察庁）

(8) 原因・動機別自殺者数

平成 30 年から令和 4 年までの 5 年間の自殺者数を原因・動機別にみると、健康問題が 189 人と最も多く、次いで不詳が 119 人、経済・生活問題が 67 人、家庭問題が 54 人となっています。

図 11 松戸市の原因・動機別自殺者数（平成 30 年～令和 4 年の合計）



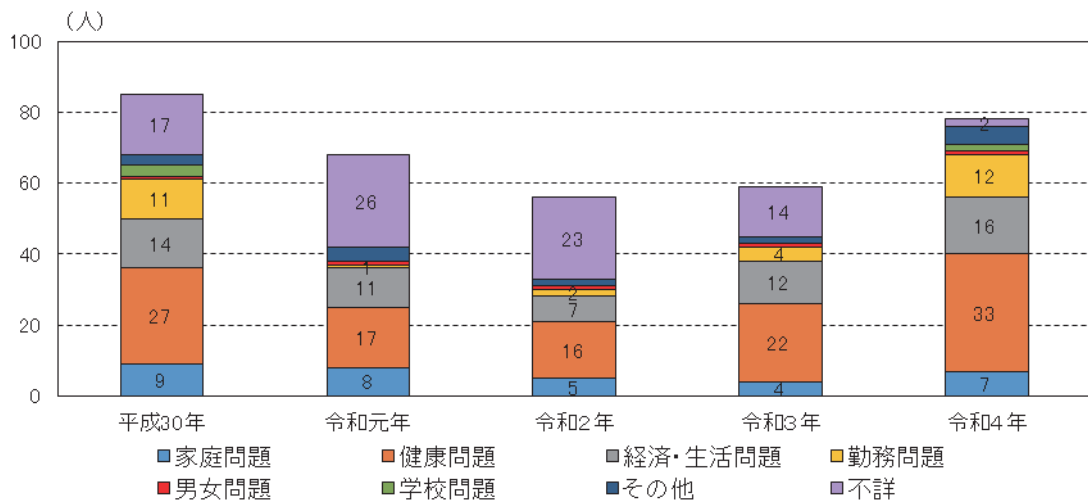
※1 人につき最大 3 つ（令和 4 年は 4 つ）まで計上

出典：自殺統計（警察庁）

平成 30 年から令和 4 年までの 5 年間の自殺者数の推移を原因・動機別にみると、男性では「健康問題」が最も多くなっています。

次いで、「経済・生活問題」が多くなっていますが、「勤務問題」を原因とする自殺者は年によって増減しています。

図 12 原因・動機別自殺者数の推移（松戸市・男性）

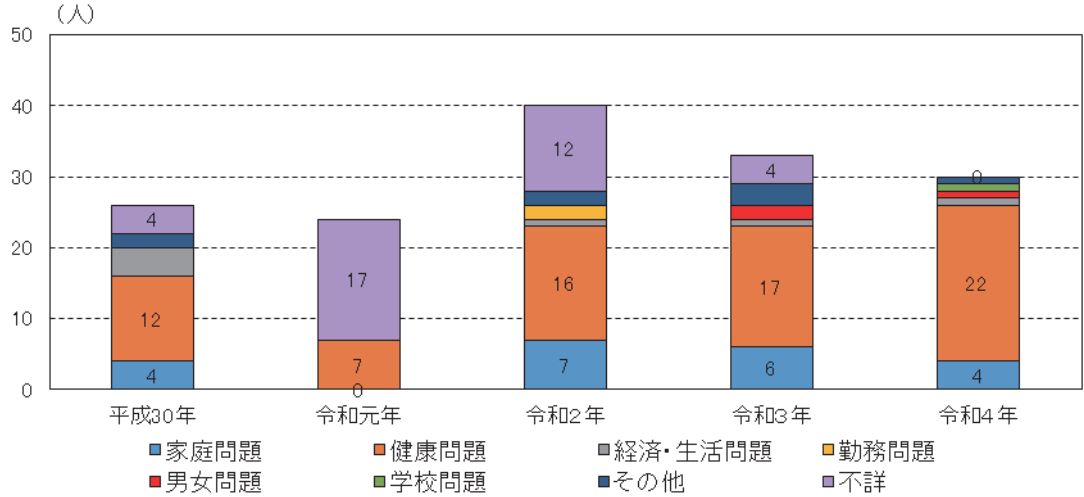


※1 人につき最大 3 つ（令和 4 年は 4 つ）まで計上

出典：自殺統計（警察庁）

女性の原因・動機別では「不詳」を除き、各年ともに「健康問題」が最も多い原因となっています。

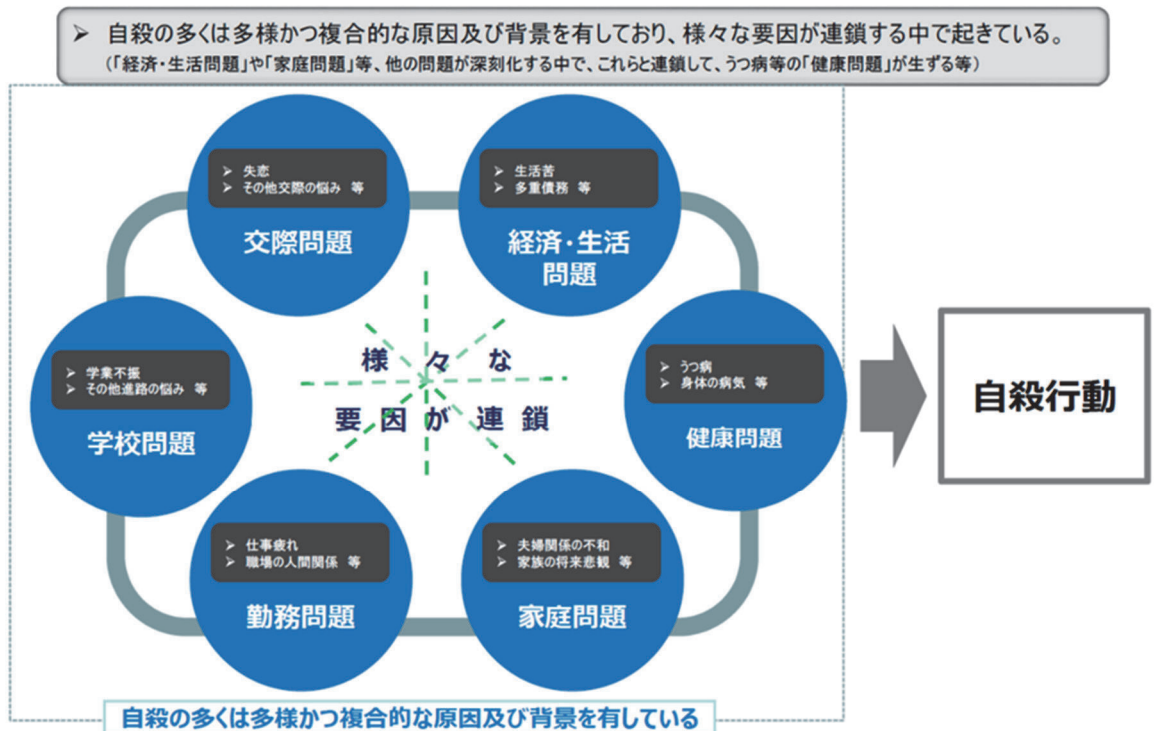
図 13 原因・動機別自殺者数の推移（松戸市・女性）



※1人につき最大3つ（令和4年は4つ）まで計上

出典：自殺統計（警察庁）

図 14 自殺の原因・背景について

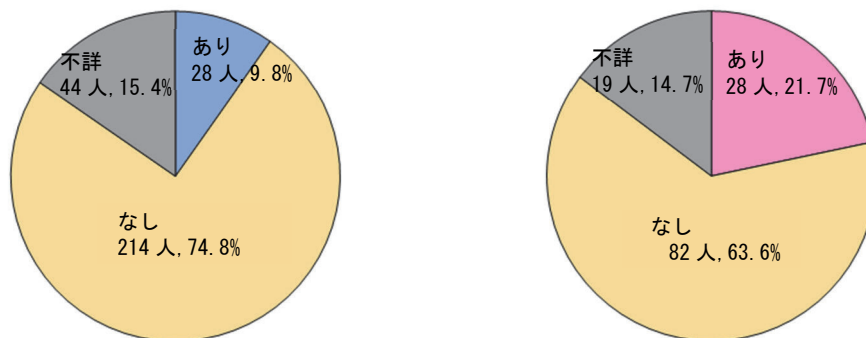


出典：「令和4年中における自殺の状況」（令和5年3月）（厚生労働省・警察庁）

(9) 自殺未遂歴の有無

自殺未遂歴の有無は、男性よりも女性の方が、「あり」の割合が高くなっています。

図 15 松戸市の自殺者（平成 30 年～令和 4 年の合計）の自殺未遂歴の有無別割合
（男性） （女性）



出典：自殺統計（警察庁）

2 地域自殺実態プロファイルによる分析

地域自殺実態プロファイルとは、市町村が自殺対策計画を策定するにあたり、地域の自殺実態を理解できるようにするためのツールとして国から送られた参考資料集です。

自殺実態の分析を共通の手法で行なったもので、他市町村と比較可能となっています。5年合計の集計を用いており、性、年代、職業、同居人の有無から自殺者数が多い5つの区分が示されています。

以下、本市の自殺の特徴として国から示されたものです。

地域自殺実態プロファイルが示す本市の傾向を、平成24年～平成28年合計と、平成29年～令和3年合計で見ると、上位を男性が占める状況に大きな変化はありませんが、「40～59歳の有職同居男性」「40～59歳の無職同居女性」の順位が上がっています。

また、「40～59歳の無職独居男性」の自殺死亡率が非常に高いことが続いています。

松戸市の主な自殺の特徴（特別集計）（自殺日・居住地）

（平成24年～平成28年合計）

自殺者の特性 上位5区分	割合	自殺死亡率*1 (人口10万対)	
		市	全国
1位:男性 60歳以上 無職同居	11.8%	32.6	36.0
2位:男性 60歳以上 無職独居	8.1%	85.3	96.2
3位:男性 40～59歳 有職同居	8.1%	13.5	20.0
4位:男性 40～59歳 無職独居	7.4%	346.7	275.8
5位:女性 60歳以上 無職同居	6.7%	11.2	16.7

（平成29年～令和3年合計）

自殺者の特性 上位5区分	割合	自殺死亡率*2 (人口10万対)	
		市	全国
1位:男性 40～59歳 有職同居	10.4%	15.4	16.1
2位:男性 60歳以上 無職同居	9.7%	25.7	28.4
3位:男性 60歳以上 無職独居	7.7%	80.7	83.2
4位:女性 40～59歳 無職同居	6.9%	18.1	16.3
5位:男性 40～59歳 無職独居	6.5%	237.2	237.0

資料：警察庁自殺統計原票データを厚生労働省（自殺対策推進室）にて特別集計

※区分の順位は自殺者数の多い順で、自殺者数が同数の場合は自殺死亡率の高い順。

※自殺死亡率の算出に用いた人口（母数）は、*1については総務省「平成27年国勢調査」就業状態等基本集計を基に、*2については総務省「令和2年国勢調査」就業状態等基本集計を基に、JSCP（一般社団法人いのち支える自殺対策推進センター）にて推計したものの。

3 松戸市の自殺の特徴

■ 自殺者数、自殺死亡率ともに横ばい傾向

本市の自殺者数は、平成 29 年までは減少傾向が続きましたが、平成 30 年には増加に転じ、それ以降横ばいの傾向が続いています。

自殺死亡率（人口 10 万対）は平成 30 年以降、千葉県や全国よりも高い状態が続いています。こうした状況を踏まえ、引き続き自殺対策を推進していくことが必要とされます。

■ 「男性 40～59 歳有職同居者」の自殺割合が高い

本市では「男性 40～59 歳有職同居者」の自殺割合が最も高く、その傾向は以前より続いています。

その要因として、仕事に関する悩み、ストレス等も想定されることから、勤労者が相談しやすい体制を充実していくことが必要とされます。

■ 「女性 40～59 歳無職同居者」の自殺割合が増加している

本市の女性の自殺者数は令和 2 年以降増加傾向が見られ、近年、女性の自殺割合が高まっています。

全国においても同様の傾向が見られ、新たな自殺総合対策大綱においても重点施策に追加されており、本市においても対応した取組が必要とされます。

■ 「男性 60 歳以上無職(同居・独居)者」の自殺者数が多い

男女別では、全国と同様、男性の自殺が多く、そのうち「男性 60 歳以上無職同居者」が全体の 9.7%、「男性 60 歳以上無職独居者」が 7.7%となっており、男性の 60 歳以上は合わせて 17.4%となっており、高齢者の社会参加や居場所づくりが必要とされています。

■ 若年層（39 歳以下）の死亡原因の上位が自殺

年代別に見た死亡原因では、自殺は 10 歳代～30 歳代では第 1 位となっております。新たな自殺総合対策大綱においては、子ども・若者の自殺対策の更なる推進・強化が必要とされており、本市においても若年層の自殺対策に力を入れていくことが必要とされます。

4 松戸市において重点的に取り組む対象

本市の自殺の実態を分析した結果や、国から示された「地域自殺実態プロファイル」により示された特徴などから、今後、重点的に自殺対策で取り組むべき対象を以下のとおり定めました。

- (1) 生活困窮者
- (2) 高齢者
- (3) 勤務・経営者
- (4) 子ども・若者
- (5) 女性・マイノリティ等

第4章 第1期計画の評価

計画期間における各評価項目の達成状況を、目標値、事業の実施状況、事業目標等をもとに担当課が総合的に判断し、

◎達成 ○ほぼ達成 △あまり達成できていない ×達成できていない
の4段階で評価すると以下のとおりとなります。

1 基本施策の評価

(1) 生きる支援につながるネットワークの強化

【施策の方向性】

○行政の関係部署間や、行政と地域の様々な関係者が連携、協力して施策を推進していく。

○他の事業を通じて展開されているネットワークなどとの連携強化にも取り組む。

項目 No.	評価項目	目標値	評価	総括
(1)	松戸市自殺対策推進部会の開催	1回/年以上	◎	予定通り実施
(2)	松戸市自殺対策庁内連携会議の開催	1回/年以上	◎	予定通り実施
(3)	① 松戸市多重債務問題対策庁内連絡会の開催	年1回開催	◎	予定通り実施
	② いじめ防止対策委員会における連携	年3回+必要に応じて複数回	◎	必要に応じ、予定通り実施
	③ 高齢者虐待防止ネットワークにおける連携	実施	◎	予定通り実施
	⑤ 松戸市障害者差別解消支援地域協議会、松戸市地域自立支援協議会における連携	松戸市障害者差別解消支援地域協議会を年1回以上開催 松戸市地域自立支援協議会の本会議年1回以上開催	◎	予定通り実施
(4)	千葉県自殺対策推進センターや千葉県松戸健康福祉センターとの連携	実施	◎	予定通り実施
(5)	医師会、歯科医師会、薬剤師会との連携強化	実施	◎	予定通り実施
(6)	市内医療機関との連携	実施	◎	担当課がそれぞれ予定通り実施

(2) 自殺対策を支える人材の育成

【施策の方向性】

○保健、医療、福祉、教育、労働その他の関係者、住民に対して、誰もが早期の「気づき」に対応できるよう、ゲートキーパー養成研修を拡充する。

項目 No.	評価項目	目標値	評価	総括
(1)	① 松戸市職員を対象とするゲートキーパー養成研修の実施	実施	◎	予定通り実施
	② 松戸市の事業に関わる関係者を対象とするゲートキーパー養成研修の実施	5年間で関係者各職種に実施	◎	予定通り実施
	③ ハローワーク職員、美・理容師、ケアマネジャー、薬剤師、教員などの職種の人たちを対象とするゲートキーパー養成研修の実施	5年間で関係者各職種に実施	◎	一般向け・若年層支援者向けを毎年各1回実施し、様々な職種が受講
(2)	市民に対するゲートキーパー養成研修の実施	実施	◎	予定通り実施

(3) 市民への啓発と周知

【施策の方向性】

○自殺に追い込まれるという危機に陥った場合、誰かに援助を求めるべきであるということが社会全体の共通認識となるように普及啓発を行う。

○市民が利用する様々な場所や機会を活用して必要な情報の周知を図る。

項目 No.	評価項目	目標値	評価	総括
(1)	① メンタルヘルスチェックシステムのQRコードを記載したチラシやカードの作成と配付	5,000部以上/年	◎	予定通り実施 毎年7,000部以上を配布
	② こころの健康に関する媒体の作成と周知	配布数3,000以上/年	◎	チラシ、ステッカー等を予定通り配付
(2)	① 自殺予防週間、自殺対策強化月間におけるホームページ、SNS、広報まつどなどを活用した啓発	実施	◎	予定通り実施
	② メンタルヘルスチェックシステムの周知【再掲】	5,000部以上/年	◎	予定通り実施 毎年7,000部以上を配布
(3)	既存の情報誌などへの生きる支援に関する情報の掲載	実施	◎	動画等も活用し情報発信
(4)	市民向け講演会の開催	開催	◎	オンラインも活用し開催
(5)	こころの健康についての健康教育やイベントでの普及啓発	実施	◎	予定通り実施

(4) 生きることの促進要因への支援

【施策の方向性】

- 「生きることの阻害要因」を減らす取り組みに加え、「生きることの促進要因」を増やす様々な取り組みを行う。

項目 No.	評価項目	目標値	評価	総括
(1)	① 相談体制の充実と相談窓口情報の発信	市民アンケートにおける相談先への認知度の増加	◎	予定通り実施 認知度は相談窓口によるバラツキが大きい。
(2)	① 孤立のリスクを抱える人を対象とした居場所づくり	実施	◎	住民主体の通いの場を順調に増やしている
	② 子ども・若者の生きる力を育み、自殺のリスクが高くなる前に悩みを気軽に話し、孤立化を防ぐ居場所づくり	児童館機能を持つ施設 5 か所・中高生の居場所 2 か所	◎	児童館機能を持つ施設 5 か所・中高生の居場所 5 か所開設
	③ 生活に困窮する家庭の小学 5・6 年生、中学生、高校生に対して、学習支援・居場所作り・カウンセリングを行なう	2023 年度までに 1 か所増設し市内 6 か所での実施を目指す	◎	市内 6 か所開設
(3)	自殺未遂者などに相談先の案内が行えるよう市内の医療機関などと連携	三次救急医療施設全てに周知	◎	予定通り実施
(4)	市民課(支所を含む)、市内葬儀社への相談先一覧を記載したリーフレットの設置	実施	○	令和 2 年度まで予定通り実施。令和 5 年度より「おくやみハンドブック」に情報を掲載

(5) 児童生徒のこころの健康づくりの推進

【施策の方向性】

- 学校や地域において、いじめや不登校など児童生徒の抱える悩みの解消を図る。
○児童生徒が様々なテーマでこころ豊かに生き、自分と他人の命を大切にすることを育むための教育活動を実施する。

項目 No.	評価項目	目標値	評価	総括(評価理由、成果等)
(1)	① いじめ防止対策委員会の開催、いじめ問題対応マニュアルの作成、いじめ防止プログラムの作成	年 3 回+必要に応じて複数回	○	予定通り実施
	② 市内小中学校の児童生徒にいじめ相談カードにて相談先を周知	年 1 回配布	○	予定通り実施
(2)	① 豊かな人間関係づくりプログラムの作成・実施	年 1 回作成・松戸市立小中学校に配付	○	予定通り実施、活用の周知
	② 思春期保健業務 パートナー講座『親のための性教育』を実施	家庭教育学級などの希望団体に実施	◎	新型コロナウイルス感染症の影響を受けた年もあるが、令和 3 年度以降複数の団体に実施
	③ 心理相談員、訪問相談員、スクールソーシャルワーカーの配置	実施	○	予定通り実施

2 重点施策の評価

(1) 生活困窮者の自殺対策の推進

【施策の方向性】

- 生活困窮に陥った人の相談や税の減免・徴収、国民健康保険加入に関わる市職員などの「気づき」の力を高める。
- 生活困窮に陥った人への「生きることの包括的支援」を強化する。
- 庁内多重債務支援部署等との連携を図る。

項目 No.	評価項目	目標値	評価	総括
(1)	生活困窮者の相談や税の減免、徴収を行う職員や国民健康保険加入にかかわる市職員などに対するゲートキーパー養成研修の実施【再掲】	5年間で関係者各職種に実施	○	左記対象に研修案内を周知し実施
(2)	① 松戸市自立相談支援センターにおける包括的支援の実施	2023年度新規相談受付件数(月平均)73.5件を目指す	◎	予定通り実施。2020～2022年度の新規相談受付件数(月平均)は50～80件
	② 生活保護による最低限度の生活の保障と自立の助長	面接相談員一人当たりの年間相談述べ件数が500件以内を適正な配置目標数とする	◎	2020～2022年度の面接相談員一人当たりの年間相談述べ件数は概ね480件程度で適正な配置となっている
	③ 自立支援プログラム策定員による自立支援計画書の策定、自立・就労支援の実施	2023年までの各年で、自立支援プログラム策定50名、就職・転職・増収者60名を目指す	○	2020～2022年度の各年の自立支援プログラム策定30～45名、就職・転職・増収者26～52名
	④ 生活保護受給者の健康診査の実施	実施	◎	予定通り実施
(3)	① 松戸市多重債務問題対策庁内連絡会の開催【再掲】	年1回開催	◎	予定通り実施
	② 東葛6市及び千葉県弁護士会松戸支部と共同で無料相談会を開催	年2回開催(東葛6市及び千葉県弁護士会松戸支部との調整を要する)	◎	予定通り実施
	③ 自殺の原因のひとつとして考えられる多重債務の解決に向けて専門の機関を紹介	実施	◎	予定通り実施

(2) 高齢者の自殺対策の推進

【施策の方向性】

- 高齢者に関わる支援者の「気づき」の力を高める。
- 高齢者とその周囲の人の支援を包括的に行う。
- ネットワークの構築と連携
- 高齢者の居場所づくりを推進する。

項目 No.	評価項目	目標値	評価	総括
(1)	高齢者にかかわる市職員及び地域包括支援センター職員、ケアマネジャーにゲートキーパー養成研修の実施【再掲】	5年間で関係者各職種に実施	○	左記対象に研修案内を周知し実施
(2)	① 地域包括支援センターにおける高齢者や家族、支援者の相談・支援の実施	地域包括支援センターへの相談件数(年間・延べ件数):55,000件	◎	地域包括支援センターへの相談件数(年間・延べ件数)は年間20万件以上となっている
	② 福祉に関する困り事について専門職が行う相談(福祉まるごと相談窓口)の実施	実施	◎	予定通り実施
(3)	① 基幹型地域包括支援センターにおける地域包括支援センターの後方支援、総合調整	実施	◎	予定通り実施
	② 松戸市高齢者虐待防止ネットワーク事業の実施【再掲】	実施	◎	予定通り実施
(4)	① 一般介護予防事業に基づく住民主体の「通いの場」(元気応援くらぶ)の活動支援	元気応援くらぶの数:100か所	○	住民主体の通いの場を順調に増やしている
	② 地域ケア会議などを通じた地域での多世代交流や居場所づくり支援	実施	○	予定通り実施

(3) 勤務・経営問題に関わる自殺対策の推進

【施策の方向性】
 ○勤務・経営問題による自殺リスクの低減に向けて、就労支援者及び勤労者の「気づき」の力を高める。
 ○勤務問題の相談支援を推進する。

項目 No.	評価項目	目標値	評価	総括（評価理由、成果等）
(1)	① ハローワーク職員に対するゲートキーパー養成研修の実施【再掲】	5年間で関係者各職種に実施	○	左記対象に研修案内を周知し実施
	② 労働相談事業を行う社会保険労務士に対するゲートキーパー養成研修の実施【再掲】	5年間で関係者各職種に実施	○	左記対象に研修案内を周知し実施
	③ 市内の企業経営者・従業員に対するゲートキーパー養成研修やこころの健康づくりについての普及啓発の実施	商工会議所を通じて年1回以上	○	予定通り実施
(2)	① 社会保険労務士による労働相談の実施	労働相談の相談件数 年間 95 件	◎	予定通り実施。令和 3 年度 97 件、令和 4 年度 105 件
	② 障害を持つ方を対象とした就労相談や就労後の定着支援の実施と工賃向上支援	福祉施設から一般就労への移行者数を平成 32 年度まで 117 人にする 就労・雇用のセミナー年 1 回開催	◎	予定通り定着支援研修会や企業向け雇用セミナーを実施
	③ 公共施設やスーパーマーケット、薬局、市内の駅などにおける相談先の周知	各施設における周知依頼件数 8 割	○	予定通り実施

(4) 子ども・若者の自殺対策の推進

【施策の方向性】

- 子どもの養育に関わる保護者・学校関係者などの「気づき」の力を高める。
- 子育て支援の充実
- 学校において相談先についての周知を進める。
- 子ども・若者の「生きる力」を育む。
- 子ども・若者の居場所づくりを推進する。

項目 No.	評価項目	目標値	評価	総括
(1)	① 保護者・学校関係者に対するゲートキーパー養成研修の実施	実施	○	予定通り実施
	② 思春期保健業務 パートナー講座『親のための性教育』を実施【再掲】	家庭教育学級などの希望団体に実施	◎	新型コロナウイルス感染症の影響を受けた年もあるが、令和3年度以降複数の団体に実施
(2)	① 産後うつ早期発見・支援として、産婦・新生児、乳児のいる家庭に訪問	4か月までの乳児のいる家庭全てに実施	◎	予定通り実施
	② 子育て世代包括支援センター（親子すこやかセンター）における相談・支援の実施	実施	◎	予定通り実施
(3)	① 市内小中学校の児童生徒にいじめ相談カードにて相談先を周知【再掲】	年1回配布	○	予定通り実施
	② 学校に配属されている心理カウンセラー、スクールソーシャルワーカー、養護教諭に相談先を配布	実施	◎	予定通り実施
(4)	① 小中学校で行われている職場体験学習を支援することで、望ましい勤労観や職業観を育てる	年度内にとりまとめ、松戸市立小中学校へ職場体験可能な事業所一覧を通知	○	感染症対策を工夫して事業を実施
	② 豊かな人間関係づくりプログラムの作成・実施【再掲】	年1回作成・松戸市立小中学校に配付	○	予定通り実施、活用の周知
	③ GET YOUR DREAMの実施	5校実施	○	新型コロナウイルス感染症の影響を受けた年もあるが、令和4年度は6校実施
	④ 中高生と乳幼児とのふれあい体験の実施	12校実施 引き続き、おやこDE広場などの地域子育て支援スタッフと連携し、拡充を図る	×	新型コロナウイルス感染症の影響もあり令和3年度3校、令和4年度1校実施
(5)	① 生活に困窮する家庭の小学5・6年生、中学生、高校生に対して、学習支援・居場所作り・カウンセリングを行なう【再掲】	2023年度までに1か所増設し市内6か所での実施を目指す	◎	市内6か所開設
	② 小中高生や若者が利用できる安心安全な居場所の提供	児童館機能を持つ施設を5か所に拡大・拡充を図る	◎	児童館機能を持つ施設5か所・中高生の居場所5か所開設

3 計画の数値目標についての評価

第1期計画で定めた数値目標と現状値は、以下のとおりです。

計画の数値目標：自殺死亡率(人口10万対)		
基準値	第1期目標値	目標値
平成28年：16.7	令和5年：13.2	令和8年：11.7

現状値：自殺死亡率(人口10万対)	
令和4年：17.5	平成30年～令和4年の平均値：17.2

4 総合的な評価

- 基本施策、重点施策に関する評価項目については、担当課が事業を着実に実施し、概ね目標値を達成しています。
- 一方、計画の数値目標である自殺死亡率については、計画策定時と比べて減少しておらず、引き続き自殺者を減少させる取組が必要です。

第5章 第2期における自殺対策における取り組み

1 基本方針

令和4年10月に閣議決定された、新たな自殺総合対策大綱を踏まえて、本市では以下の6点を、自殺対策における「基本方針」とします。

基本方針1 生きることの包括的な支援として推進

個人においても地域においても、自己肯定感や信頼できる人間関係、危機回避能力等の「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」より、失業や多重債務、生活苦等の「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」が上回ったときに自殺リスクが高まります。

そのため、自殺対策は「生きることの阻害要因」を減らす取組に加えて、「生きることの促進要因」を増やす取組を行い、双方の取組を推進することが重要です。

基本方針2 関連施策との連携

自殺に追い込まれようとしている人が安心して生きられるようにして自殺を防ぐためには、精神保健的な視点だけでなく、社会・経済的な視点を含む包括的な取組が重要です。

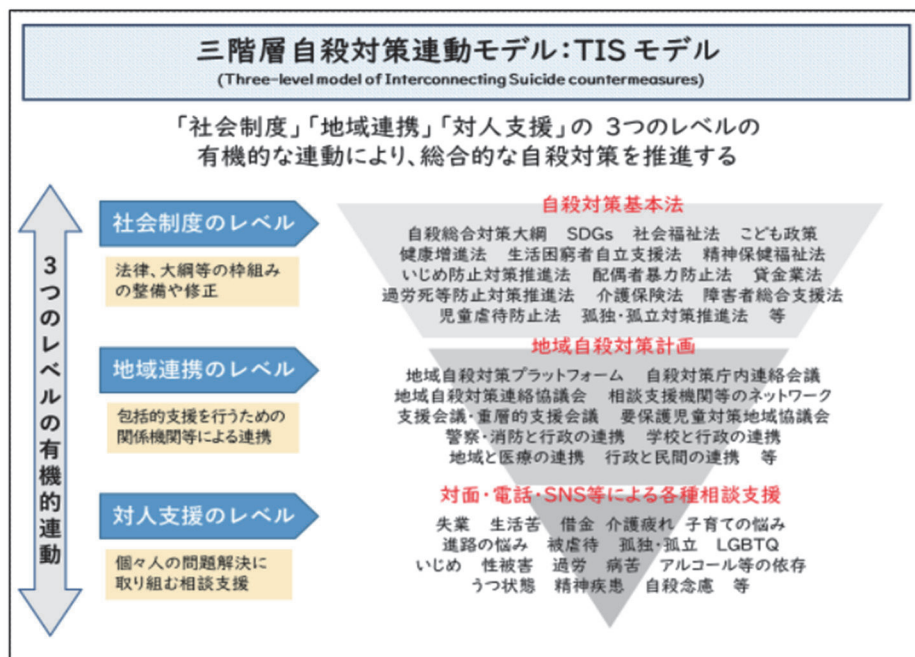
自殺の要因となり得る生活困窮、児童虐待、ひきこもり、性的マイノリティ等、関連の分野における取組との連動性を高め、総合的な対策を展開していくことが重要です。

基本方針3 対応の段階に応じてレベルごとの対策を連動させる

自殺対策は、社会全体の自殺リスクを低下させる方向で、「対人支援のレベル」、「地域連携のレベル」、「社会制度のレベル」、それぞれにおいて強力に、かつそれらを総合的に推進することが重要とされています。

また、自殺の危険性が低い段階における啓発等の「事前対応」と、現に起こりつつある自殺発生の危険に介入する「危機対応」、それに自殺や自殺未遂が生じてしまった場合等における「事後対応」の、それぞれの段階において施策を講じる必要があります。

図16 三階層自殺対策連動モデル（いのち支える自殺対策推進センター資料）



出典：「地域自殺対策計画」策定・見直しの手引（令和5年6月）（厚生労働省）

基本方針4 実践と啓発を両輪として推進

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」であり、危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適当であるということが、地域全体の共通認識となるように積極的に普及啓発を行うことが重要です。

地域において、身近にいるかもしれない自殺を考えている人のサインに早く気づき、精神科医等の専門家や相談窓口等につなぎ、見守っていけるような取組が重要です。

また、自殺に対する偏見を払拭し正しい理解を促進する啓発活動に取り組んでいくことが必要です。

基本方針5 関係者の役割の明確化と関係者による連携・協働の推進

「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を実現するためには、国や都道府県、他の市区町村、関係団体、民間団体、企業、そして全ての市民が協力し、一体となって自殺対策を推進していくことが必要です。各分野の相談窓口や関係機関等のネットワークを強化し、取組を進めていくことが重要です。

基本方針6 自殺者等の名誉及び生活の平穏に配慮する

自殺対策の取組を進めるにあたっては、自殺者及び自殺未遂者並びにその親族などの名誉及び生活の平穏に十分配慮し、不当に侵害することのないよう認識してあたります。

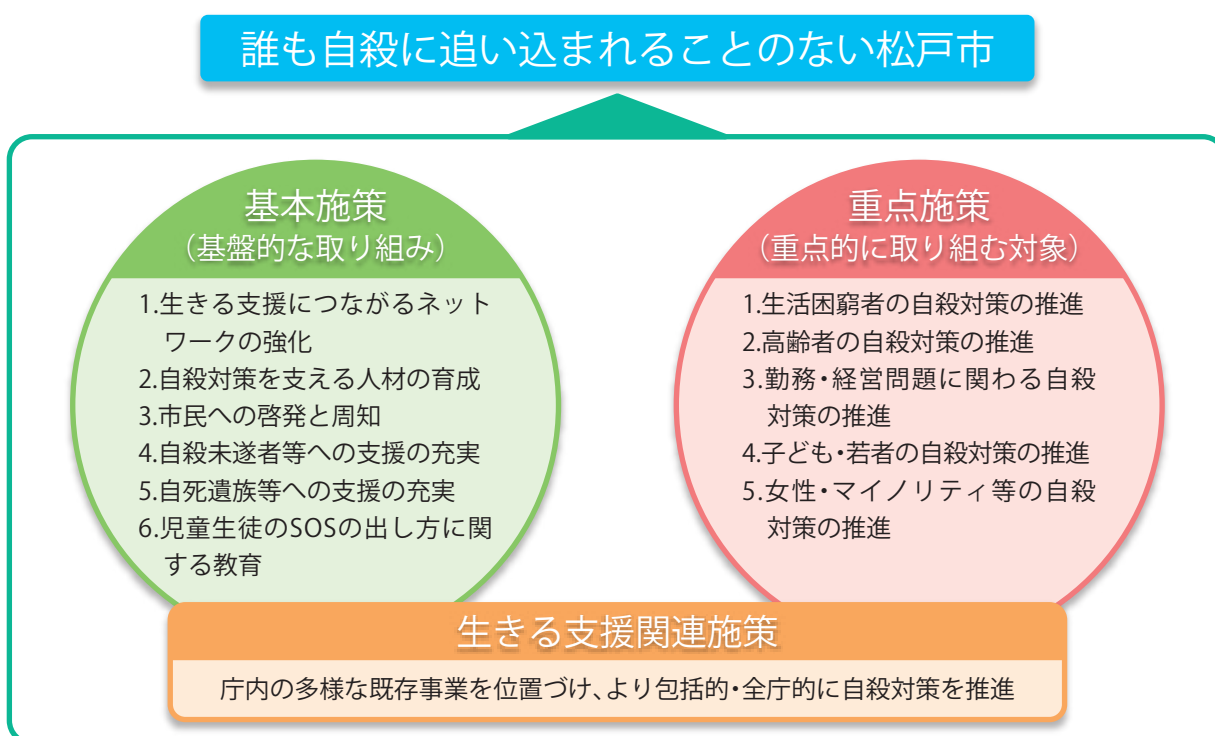
2 施策の構成と体系

(1) 施策の構成

「誰も自殺に追い込まれることのない松戸市の実現」に向け、本計画では、基本施策（基盤的な取り組み）と重点施策（重点的に取り組む対象）を組み合わせ、施策を推進していきます。

また、庁内の多様な既存事業を「生きる支援関連施策」として位置づけ、より包括的・全庁的に自殺対策を推進します。

施策の構成



(2) 施策の体系

本計画では、「誰も自殺に追い込まれることのない松戸市の実現」に向けた取組を以下のとおり展開します。

施策の体系

基本施策

1. 生きる支援につながるネットワークの強化
 - (1) 自殺対策に関するネットワークを強化する
 - (2) 特定の分野に対する連携・ネットワークを強化する
 - (3) 関係機関との連携を強化する
2. 自殺対策を支える人材の育成
 - (1) 様々な職種を対象とする研修を実施する
 - (2) 市民を対象とする研修を実施する
 - (3) 学校教育に関わる人を対象とする研修を実施する
3. 市民への啓発と周知
 - (1) こころの健康等に関する周知啓発を実施する
 - (2) 市民が様々な相談を受けられるようにする
 - (3) 生きる支援に関する情報を発信する
4. 自殺未遂者等への支援の充実
 - (1) 自殺未遂者等を適切な支援につなげる
5. 自死遺族等への支援の充実
 - (1) 遺された人を適切な支援につなげる
6. 児童生徒のSOSの出し方に関する教育
 - (1) SOSの出し方に関する教育を推進する
 - (2) 子どものSOSを受け止められる体制を整備する

重点施策

1. 生活困窮者の自殺対策の推進
 - (1) 生活困窮に陥った人を対象とする相談支援を実施する
 - (2) 生活困窮に陥った人を対象とする居場所づくり・生活支援を実施する
 - (3) 多重債務問題等に関する支援を実施する
2. 高齢者の自殺対策の推進
 - (1) 高齢者とその周囲の人の包括的な支援を実施する
 - (2) 高齢者の社会参加を推進し、孤独・孤立を予防する
3. 勤務・経営問題に関わる自殺対策の推進
 - (1) 勤務問題に関わる相談支援を実施する
 - (2) 勤務・経営者に、こころの健康や相談先に関する周知啓発を実施する
4. 子ども・若者の自殺対策の推進
 - (1) いじめを苦しめた子どもの自殺を予防する
 - (2) 学生・生徒への支援を充実する
 - (3) 子ども・若者への支援を充実する
5. 女性・マイノリティ等の自殺対策の推進
 - (1) 妊産婦への支援を充実する
 - (2) 困難な問題を抱える女性への支援を実施する
 - (3) マイノリティ等への支援を充実する

3 基本施策

基本施策は、国の方針によりすべての自治体で取り組むことが望ましいとされた施策であり、本計画ではそれに基づき、以下の基本施策を実施します。(施策ごとに関連がある SDGs の目標を図示しています)



基本施策1 生きる支援につながるネットワークの強化

自殺の多くは、家庭や学校、健康問題などの様々な要因が関係しており、それらに対応するため、行政の関係部署間や、行政と地域の様々な関係者が連携、協働する仕組みを構築し、ネットワークを強化します。

(1) 自殺対策に関するネットワークを強化する

【主な取組】

取組項目	取組内容	担 当
松戸市自殺対策推進部会の開催	市民団体や関係機関の委員により構成される審議会を開催し、自殺の現状や計画の進捗状況を共有し、今後の取組について検討する。	健康推進課
松戸市自殺対策庁内連携会議の開催	庁内の自殺対策計画構成課が参加し、自殺の現状や計画の進捗状況を庁内で共有する。	健康推進課
「松戸市いのち支える連携ガイドブック」の作成	自殺対策に関する情報や相談窓口等についての情報をまとめた「松戸市いのち支える連携ガイドブック」(30 ページ参照)を年 1 回作成し、関係部署、地域の様々な関係者に配布する。	健康推進課

(2) 特定の分野に対する連携・ネットワークを強化する

【主な取組】

取組項目	取組内容	担 当
松戸市多重債務問題対策庁内連絡会の開催	年 1 回、連絡会を開催し多重債務問題に対する連携、ネットワークを強化する。	消費生活課
いじめ防止対策委員会との連携	いじめ防止対策委員会を開催し、小中学校のいじめ問題に関して連携する。	児童生徒課
高齢者虐待防止ネットワークとの連携	高齢者虐待の予防と早期発見、早期対応、再発防止に向け、関係機関および団体が役割を明確化し、連携を強化する。	地域包括ケア推進課
児童虐待防止ネットワーク関連機関間での連携	関係機関・団体等の連携を強化し、意見・情報交換を行う。児童虐待やヤングケアラー等の早期発見対策、救済支援体制を強化する。	こども家庭センター

松戸市障害者虐待防止ネットワーク、松戸市地域自立支援協議会との連携	障害者の権利擁護の普及啓発に取り組み、障害分野の機関との連携を図る。	障害福祉課
福祉相談機関連絡会の開催	地域共生社会の実現に向けた取り組みの一環として、各分野の相談支援を担う機関の連携を図る。	地域包括ケア推進課

(3) 関係機関との連携を強化する

【主な取組】

取組項目	取組内容	担 当
千葉県自殺対策推進センターや千葉県松戸保健所との連携	個別の事例対応や、事業の推進について助言や協力を得る。	健康推進課
医師会、歯科医師会、薬剤師会との連携を強化	会議や事業等を通じて情報共有を行い、連携を図る。	健康推進課
市内医療機関との連携	個別ケース支援や、連携ガイドブックへの掲載、配布を通じて、情報を共有し連携を図る。	健康推進課
	会議やカンファレンスを通じて医療機関との連携を深める。	こども家庭センター 母子保健担当室
	地域ケア会議や研修会を実施するほか、地域サポート医や在宅医療・介護連携支援センターと連携し支援を行う。	地域包括ケア推進課
	相談を受け、各医療機関への受診や入院へと繋ぐ対応・支援を実施する。	障害福祉課
	必要に応じて囑託医との相談や、医療機関との連携を行い、被保護者の支援を行う。	生活支援課

*** **

「松戸市いのち支える連携ガイドブック」について

本市では、様々な人、機関が連携することで、つらい状態にある人が適切な支援につながることをめざし、「松戸市いのち支える連携ガイドブック」を作成しています。

市役所の各種相談窓口や関係機関（相談・支援機関等）、医療機関や学校、地域の民生委員児童委員等に配布しているほか、市のホームページからもダウンロード（閲覧のみ）できます。

基本施策2 自殺対策を支える人材の育成

さまざまな悩みや生活上の困難を抱える人に対して、早期の「気づき」が重要であり、「気づき」のための人材育成の方策を充実します。

(1) 様々な職種を対象とする研修を実施する

【主な取組】

取組項目	取組内容	担 当
松戸市職員を対象とするゲートキーパー養成研修の実施	市職員を対象にゲートキーパー（下記参照）養成研修を開催する。	健康推進課
松戸市の事業に係る関係者等を対象とするゲートキーパー養成研修の実施	松戸市の事業に係る関係者および市民と接する機会の多い職種、関係者を対象とするゲートキーパー養成研修を実施する。	健康推進課
自殺未遂者等対応研修の実施	関係機関等を対象に、自殺未遂者等への対応について研修を実施する。	健康推進課

(2) 市民を対象とする研修を実施する

【主な取組】

取組項目	取組内容	担 当
市民がゲートキーパー等について学ぶ機会の提供	市民に対し、ゲートキーパー等について学ぶ機会を提供する。	健康推進課

(3) 学校教育に関わる人を対象とする研修を実施する

【主な取組】

取組項目	取組内容	担 当
学校関係者に対するゲートキーパー養成研修の実施	小中学校教職員を対象としたゲートキーパー養成研修を実施する。	健康推進課

*** **

「ゲートキーパー」について

悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る人のことです。自殺は心理的に「追い込まれた末の死」と考えられ、誰かが手を差し伸べることで、防ぐことができる可能性があります。

ゲートキーパーになるために、特別な資格は必要ありません。身近な人のサインに気づき、声をかけることから始められるよう、本市では様々な方を対象に、ゲートキーパー養成研修を実施しています。

基本施策3 市民への啓発と周知

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こりうる危機」であり、危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適当であるということが、社会全体の共通認識となるように、普及啓発を行います。

(1) こころの健康等に関する周知啓発を実施する

【主な取組】

取組項目	取組内容	担 当
メンタルチェックシステムやこころの健康等に関する周知	様々な媒体を用いて、メンタルチェックシステム「こころの体温計」やこころの健康についての周知を行う。(33 ページ参照)	健康推進課
自殺予防週間、自殺対策強化月間等の啓発活動を実施	自殺予防週間(9月)、自殺対策強化月間(3月)に広報誌やホームページ、SNS等を通じて啓発を行う。	健康推進課
市民向け講演会の開催	外部講師を招き、年1回こころの健康づくり講演会を実施する。	健康推進課

(2) 市民が様々な相談を受けられるようにする

【主な取組】

取組項目	取組内容	担 当
様々な相談に対応した「生きる支援相談窓口」による相談支援	専門職による生きづらさや悩みについての相談窓口を設置し、相談支援を実施する。(34 ページ参照)	健康推進課
ゆうまつどこころの相談における相談支援	生きづらさや悩みを抱えている方に対し、カウンセラーが悩みを聴き、自分の問題を整理して解決に向かえるよう支援する。	男女共同参画課
民間団体と連携した相談体制の充実	国の補助を受け SNS 相談等を実施する「NPO 法人自殺対策支援センターライフリンク」(34 ページ参照)と連携し、相談に対応する。	健康推進課
相談窓口情報等のわかりやすい発信	様々な媒体を用いて、市や関係機関の相談窓口を市民、関係者に周知する。	健康推進課

(3) 生きる支援に関する情報を発信する

【主な取組】

取組項目	取組内容	担 当
既存の情報誌などへの生きる支援に関する情報の掲載	各課の依頼に応じて、広報まつど等で情報を発信するほか、動画等をホームページで提供する。	広報広聴課

基本施策4 自殺未遂者等への支援の充実

自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐための対策や、自殺未遂者を支える家族や支援者等への支援を充実します。

(1) 自殺未遂者等を適切な支援につなげる

【主な取組】

取組項目	取組内容	担 当
相談窓口における自殺未遂者等の支援	相談者で自殺未遂や自傷行為があるケースについて、必要時医療機関、関係機関等と連携し対応する。	健康推進課
「連携自治体アカウントカード」の配付	「ライフリンク」の SNS 相談につながるカードを、自殺未遂者など、自殺リスクが高いと考えられる市民に、関係機関等を通じて配付する。(34 ページ参照)	健康推進課
自殺未遂者等対応研修の実施【再掲】	関係機関等を対象に、自殺未遂者等への対応について研修を実施する。	健康推進課

*** **

○「こころの健康」について

いきいきと自分らしく生きるためには、身体が健康であることに加え、こころも健康であることが重要です。こころが健康な状態に保たれるよう、本市では市ホームページや SNS、チラシ等を通して、ストレスを上手にコントロールする方法や、こころの健康状態をチェックするシステムの紹介、困った時の相談窓口等をご紹介します。

○「こころの体温計」について

本市では、「こころの体温計」システムを導入しています。「こころの体温計」は、パソコンや携帯電話、スマートフォンから気軽にいつでも、自分の心の健康状態をチェックでき、結果に基づいて相談窓口に連絡することができます。※利用料無料（通信料は自己負担）

基本施策5 自死遺族等への支援の充実

自殺により遺された人等が、必要な支援情報を得ることができるよう情報提供を推進するなど、関係機関と連携し、支援の充実を図ります。

(1) 遺された人を適切な支援につなげる

【主な取組】

取組項目	取組内容	担 当
自死遺族支援を行う関係機関との連携	自死遺族を支援する関係機関、民間団体と会議等を通じて連携し、必要な取組について意見を頂く。	健康推進課
遺族等に対する必要な情報の発信	自死遺族を対象とするわかちあいの会や相談事業等について、チラシ、連携ガイドブック、ホームページ等で周知を行う。	健康推進課

*** **

○「生きる支援相談窓口」について

生きづらさを感じている方のための相談窓口です。

相談専用ダイヤルを設け、精神保健福祉士・保健師などの専門職がお話を伺っています。

○「NPO 法人自殺対策支援センターライフリンク（通称ライフリンク）」について

自殺のない「生き心地の良い社会」をめざして平成16年10月に設立し、自殺総合対策・自死遺族ケアの推進、自殺防止のための啓発活動に取り組んでいる民間団体です。

国の補助を受け、SNS等相談事業「生きづらびっと」、電話による相談事業「#いのちSOS」を全国で展開しています。

本市は令和4年7月より、ライフリンクと連携協定を締結し、市とライフリンクが協力して相談者を支援しています。

○「連携自治体アカウントカード」について

ライフリンクの連携自治体だけに配布されているカードです。カードに掲載しているQRコードをスマートフォン等で読み取ると、ライフリンクが運営するSNS相談につながり、相談員が対応します。

自殺未遂者など自殺のリスクが高いと考えられる方や、学生・生徒等若い世代に、関係機関等を通じて配付しています。

基本施策6 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

困難やストレスに直面した児童・生徒が信頼できる大人に助けの声をあげられることを目標とした取組を展開します。

(1) SOSの出し方に関する教育を推進する

【主な取組】

取組項目	取組内容	担 当
小中学生へのSOSの出し方に関する教育	千葉県より配付の関連資料等を各学校に周知する。	児童生徒課
児童生徒を対象とする、こころの健康や相談先に関する啓発物の配布	市内の中高生にこころの健康と相談先に関するクリアファイルを配布する。	健康推進課

(2) 子どものSOSを受け止められる体制を整備する

【主な取組】

取組項目	取組内容	担 当
心理相談員、訪問相談員、スクールソーシャルワーカーの配置	心理相談員、訪問相談員、スクールソーシャルワーカーを配置し、児童生徒に寄り添った支援・相談業務を実施する。	児童生徒課
学校関係者に対するゲートキーパー養成研修の実施【再掲】	小中学校教職員を対象としたゲートキーパー養成研修を実施する。	健康推進課

4 重点施策

重点施策は、地域の自殺の実態を詳細に分析した「地域自殺対策実態プロファイル」により示された特徴などをもとに、市が重点的に取り組む対象を定め、実施する施策です。(施策ごとに関連がある SDGs の目標を図示しています)



重点施策1 生活困窮者の自殺対策の推進

生活困窮の背景には、多重債務、労働、精神疾患、障害、介護、虐待、性暴力被害、依存症、性的マイノリティなど、自殺リスクにつながる多種多様な課題を複合的に抱えている方が少なくなく、経済的困窮のみならず、様々な側面で生きづらさや生活上の困難を抱えていることも想定されます。

様々な背景を持つ生活困窮者は、自殺のリスクの高い人たちと認識した上で、生活困窮状態にある人、生活困窮に陥る可能性のある人が自殺に陥らないよう、効果的な対策を進めるとともに、生きることの促進要因を強化します。

(1) 生活困窮に陥った人を対象とする相談支援を実施する

【主な取組】

取組項目	取組内容	担当
松戸市自立相談支援センターにおける包括的支援の実施	生活困窮者を対象として、支援プランを作成し、専門の支援員が相談者に寄り添いながら、問題解決に向けた支援を行う。	福祉政策課 地域福祉担当室
生活保護による最低限度の生活の保障と自立の助長	専門の面接相談員を配置し、生活保護の相談やその他の生活相談に訪れた者に適切な対応を行う。	生活支援課
母子・父子自立支援プログラムの策定	自立支援プログラム策定員が自立支援計画書を策定し、自立・就労支援を実施する。	子育て支援課

(2) 生活困窮に陥った人を対象とする居場所づくり・生活支援を実施する

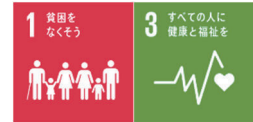
【主な取組】

取組項目	取組内容	担当
生活困窮世帯等の子どもに対する学習支援・居場所の提供	生活に困窮する家庭の小学5・6年生、中学生、高校生に対して、学習支援・居場所作り・カウンセリングを行なう。	福祉政策課 地域福祉担当室 子育て支援課
ひとり親家庭等に対する手当の支給	ひとり親家庭や親と一緒に生活していない児童を養育する家庭を対象に手当を支給する。	子育て支援課 児童給付担当室
生活保護受給者の健康診査の実施	生活保護受給者を対象とする健康診査を行う。	健康推進課

(3) 多重債務問題等に関する支援を実施する

【主な取組】

取組項目	取組内容	担 当
松戸市消費生活センターにおける相談支援	多重債務の問題を抱える相談者に対し、専門の機関を紹介する。	消費生活課
消費者問題無料相談会の実施	東葛 6 市及び千葉県弁護士会松戸支部と共同で無料相談会を開催する。	消費生活課
松戸市多重債務問題対策庁内連絡会の開催【再掲】	年 1 回、連絡会を開催し多重債務問題に対する連携、ネットワークを強化する。	消費生活課



重点施策2 高齢者の自殺対策の推進

高齢者は、家族との死別や身体疾患などをきっかけに、孤立や介護、生活困窮など、問題が複合化する傾向があります。また、地域や社会とのつながりが希薄である場合には、問題の把握が遅れてしまい、その間に自殺のリスクが高まる恐れがあります。さらに介護にまつわる悩みや問題を抱える高齢者本人とその家族、周囲の人々に絡んだ問題もあります。

高齢者の自殺を防ぐため、高齢者や高齢者を支える家族、介護者などに対する支援も含め、生きることの包括的支援として実施します。

(1) 高齢者とその周囲の人の包括的な支援を実施する

【主な取組】

取組項目	取組内容	担 当
地域包括支援センターにおける高齢者や家族、支援者の相談支援	市内 15 か所の日常生活圏域ごとに設置している各地域包括支援センターにて、高齢者や家族、支援者の相談支援を行う。	地域包括ケア推進課
福祉に関する困り事について専門職が行う相談（福祉まるごと相談窓口）の実施	「どこに相談したらよいかわからない」「相談が多岐に渡る」等の福祉の相談を受け、的確な支援機関に繋ぐなどの支援を行う。	地域包括ケア推進課
基幹型地域包括支援センターにおける地域包括支援センターの後方支援、総合調整	ネットワーク・連携体制の構築に向け、各地域包括支援センターへの後方支援、総合調整を行う。	地域包括ケア推進課
松戸市高齢者虐待防止ネットワーク事業【再掲】	高齢者虐待の予防と早期発見、早期対応、再発防止に向け、関係機関および団体が役割を明確化し、連携を強化する。	地域包括ケア推進課
認知症の本人・家族の支援	認知症の人やその家族が地域で安心して暮らし続けることができるよう、普及啓発や、地域の見守りを推進する。	高齢者支援課

(2) 高齢者の社会参加を推進し、孤独・孤立を予防する

【主な取組】

取組項目	取組内容	担 当
高齢者の居場所づくり	地域の方々がグループを作り、自主的・主体的に運営して定期的に活動する場の立ち上げ・運営のための支援を行う。	高齢者支援課
高齢者社会参加促進業務（高年齢・中高年向け再雇用促進セミナー）	雇用環境の厳しい定年退職前後の高年齢者・中高年に向けてのセミナーを実施する。	高齢者支援課
フレイル予防事業における啓発	フレイル予防の3つのポイントとして、食事・運動・社会参加が重要であることを周知する。	健康推進課
介護予防把握事業	介護(要支援)認定等を受けていない高齢者にアンケートを実施し、状況や希望に応じて、民生委員等による見守りを実施する。	高齢者支援課

重点施策3 勤務・経営問題に関わる自殺対策の推進

有職者の自殺率は無職者に比べて低いです。男性では自殺者の4割近くが有職者であり、近年は女性についても有職者の割合が増えています。

有職者では、配置転換や職場での人間関係など、勤務にまつわる様々な問題をきっかけに、自殺のリスクが高まるというケースも想定されます。勤務・経営問題による自殺リスクを低減するため、関係機関等と連携を図りながら対策を実施します。

(1) 勤務問題に関わる相談支援を実施する

【主な取組】

取組項目	取組内容	担 当
社会保険労務士による労働相談の実施	賃金問題、採用・解雇等の問題を抱えた人に社会保険労務士による労働相談を実施する。	商工振興課
障害者就労支援事業の実施	障害を持つ方を対象とした就労相談や就労後の定着支援の実施と工賃向上支援を行う。	障害福祉課

(2) 勤務・経営者に、こころの健康や相談先に関する周知啓発を実施する

【主な取組】

取組項目	取組内容	担 当
労働者が日常的に利用する場での周知啓発	公共施設やスーパーマーケット、薬局、市内の駅などにおいて、こころの健康に関する啓発や相談先の周知を行う。	健康推進課
市内の企業経営者・従業員等に対する周知啓発	市内の企業経営者・従業員等に対するゲートキーパー養成研修やこころの健康づくりについての普及啓発を実施する。	健康推進課
勤務・経営問題の関係機関と連携した周知啓発	勤務・経営問題を支援する関係機関等と連携し、周知啓発を実施する。	健康推進課

重点施策4 子ども・若者の自殺対策の推進

子ども・若者の抱える悩みは多様ですが、子どもから大人への移行期には特有の大きな変化があり、ライフステージや立場ごとに置かれている状況も異なることから、それぞれの段階にあった対策が求められます。このため、児童福祉や教育機関のほか、若者の就労、生活支援に関わる労働関係機関やこれらの世代に関連する様々な機関、団体と連携し、子どもや若年層を対象とした自殺の予防、生きることの支援の充実を図ります。

(1) いじめを苦しめた子どもの自殺を予防する

【主な取組】

取組項目	取組内容	担 当
学校におけるいじめ対策の実施	いじめ防止対策委員会の開催、いじめ問題対応マニュアルの作成、いじめ防止プログラムを作成する。	児童生徒課
児童生徒への相談先の周知	市内小中学校の児童生徒にいじめ相談カードを配布する。	児童生徒課
いじめ相談窓口の設置	これまでの教育委員会での取り組みに加え、市長部局にもいじめ相談窓口を設置し、市全体として相談者に寄り添った解決を目指す。	行政経営課

(2) 学生・生徒への支援を充実する

【主な取組】

取組項目	取組内容	担 当
小中学校への心理相談員、訪問相談員、スクールソーシャルワーカーの配置【再掲】	心理相談員、訪問相談員、スクールソーシャルワーカーを配置し、児童生徒に寄り添った支援・相談業務を実施する。	児童生徒課
豊かな人間関係づくりプログラムの作成・実施	各学校が学級運営の実態に応じた「豊かな人間関係づくりプログラム」を作成・実施する。	児童生徒課
児童生徒を対象とする、こころの健康や相談先に関する啓発物の配布【再掲】	市内の中高生にこころの健康と相談先に関するクリアファイルを配布する。	健康推進課

(3) 子ども・若者への支援を充実する

【主な取組】

取組項目	取組内容	担 当
子ども・若者の居場所づくり	自主的な活動、体験、悩みの相談（来所・電話・SNS）を提供する居場所づくりを推進する。	子どもわかもの課
子どもの貧困対策の推進	様々な環境に置かれている子どもたちが等しく健やかに成長できるよう、子どもの貧困対策を総合的に推進する。	子ども政策課 子どもの未来 応援担当室
生活困窮世帯等の子どもに対する学習支援・居場所の提供【再掲】	生活に困窮する家庭の小学5・6年生、中学生、高校生に対して、学習支援・居場所作り・カウンセリングを行なう。	福祉政策課 地域福祉担当 室 子育て支援課
児童虐待防止ネットワーク関連機関間での連携【再掲】	関係機関・団体等の連携を強化し、意見・情報交換を行う。児童虐待やヤングケアラー等の早期発見対策、救済支援体制を強化する。	こども家庭センター
SNS等を活用した相談体制の充実【再掲】	国の委託を受け SNS 相談等を実施する「NPO 法人自殺対策支援センターライフリンク」と連携し、相談に対応する。	健康推進課



重点施策5 女性・マイノリティ等の自殺対策の推進

女性の自殺者数は令和2年に全国的に増加し、令和3年もさらに増加が見られました。本市においても同様の傾向が見られており、女性の自殺対策への取組を強化します。

また、性的マイノリティを含む様々なマイノリティが、社会や地域の無理解や偏見等により自殺念慮を抱えることにつながらないよう、支援の充実を図ります。

(1) 妊産婦への支援を充実する

【主な取組】

取組項目	取組内容	担 当
子育て世代包括支援センター（親子すこやかセンター）における相談支援の実施	妊娠期からの切れ目ない支援を展開することにより、市民が安心して妊娠、出産、子育てができるように支援する。	こども家庭センター 母子保健担当室
乳児家庭全戸訪問事業の実施	生後4か月を迎える前までの乳児のいる全ての家庭訪問を行い、産後うつチェックリストを用いて、産後うつの早期発見・支援を行う。	こども家庭センター 母子保健担当室
子育て世帯訪問支援事業（まつどり baby ヘルパー）	家事育児に不安や負担を抱える妊婦、保育サービスを利用していない2歳未満の子どもがいる家庭に、ヘルパーを派遣する。	こども家庭センター

(2) 困難な問題を抱える女性への支援を実施する

【主な取組】

取組項目	取組内容	担 当
女性のためのつながりサポート業務・女性のための居場所「野の花カフェ」の実施	困難や生きづらさ、孤立感を抱える女性のための居場所を開催し、緩やかなつながりを持つことで、地域の中で安心して過ごせるよう支援する。	男女共同参画課
ゆうまつどころの相談における相談支援【再掲】	生きづらさや悩みを抱えている方に対し、カウンセラーが悩みを聴き、自分の問題を整理して解決に向かえるよう支援する。	男女共同参画課
婦人相談・家庭児童相談における相談支援	家庭相談員、婦人相談員による相談業務を行う。	こども家庭センター

(3) マイノリティ等への支援を充実する

【主な取組】

取組項目	取組内容	担 当
人権施策の推進	一人ひとりの個性や生き方が尊重され、差別や偏見などによる人権侵害のない社会の実現を目指し、市民向けの啓発、職員向けの研修を行う。	行政経営課
松戸市パートナーシップ宣誓制度	性的少数者や事実婚の方々など、対外的に関係性を証明することが困難な方々を対象に、市が証明書やカードを発行し、その関係性を証明する。宣誓者に未成年の子がいる場合は、ファミリーシップとして子の氏名も記載できる。多様な性のあり方、多様な家族の在り方を応援する。	行政経営課
パートナー講座等による、性に関する正しい理解の促進	パートナー講座により、思春期の子どもを持つ親に対して保健師が男女の性、自己肯定感について健康教育を行う。	こども家庭センター 母子保健担当室

5 生きる支援関連施策

自殺対策を「生きることの支援」と捉え、包括的・全庁的に推進していくため、基本施策、重点施策以外の取り組みの中で、基本施策（6項目）及び重点施策（5項目）に関連するものを「生きる支援関連施策」としてまとめています。

また、これらの事業・業務の他にも「生きる支援」となる事業・業務は多数あり、あらゆる機会を捉えて市民に対する啓発と周知を行っていくよう努めるものとしします。

通番	項目 (業務・取り組み)	業務内容	基本施策						重点施策			担当課		
			ネット ワーク	人材 育成	啓 発	自殺 未 遂 者	自 死 遺 族 等	児 童 生 徒	生 活 困 窮 者	高 齢 者	勤 務 ・ 経 営		子 ど も ・ 若 者	女 性 ・ マ イ ノ リ テ ィ 等
1	市民相談事業	日常生活で生じる市民の様々な悩みごとの解決に向け専門家による各種相談事業を実施する。一般相談及び専門相談（法律・不動産・税務・登記・交通事故・外国人・行政）を行う	●											広報広聴課 広聴担当室
2	行政の情報提供に関する事務（広報等による情報発信）	広報まつどを発行し、行政に関する情報・生活情報を提供する。また、ホームページやSNSによる情報発信により、広報紙を読まない市民に対しても情報提供を行う			●									広報広聴課
3	生活カタログ（市民便利帳）の発行	市の紹介や市役所における各種手続き方法、助成制度等の情報のほか、暮らしに役立つ生活情報を手軽に入手できる生活カタログを発行する			●									広報広聴課
4	多世代まるごと居場所づくり業務	市民の誰もが参加でき、ゆるやかなつながりを持つことにより地域の中での孤立を防止する「まつどDEつながるステーション」を創出する	●											地域共生課
5	まつど合同企業説明会	若者の就労機会の拡大及び雇用のミスマッチの解消を図るため、地元企業に就職を希望する若者と優秀な人材確保に悩む地元企業とのマッチングを年2回実施する								●				商工振興課
6	キャリア開発プログラム	ニート等、若年無業者の職業的自立に向けたキャリア開発プログラム、相談、企業見学、職業体験等を実施し、就職等進路決定に至るまで一貫して支援する								●				商工振興課
7	受診勧奨事業	千葉県後期高齢者医療被保険者、市民税非課税世帯、生活保護受給者に対し、申し出により健康診査・検診一部負担金を免除する									●			健康推進課
8	メンタルヘルスチェックシステムの活用	パソコンやスマートフォンでアクセスし、現在の心の状態や、リスク要因への対処方法、相談先が分かるメンタルチェックシステム「こころの体温計」の運営を行う			●									健康推進課
9	生活習慣病予防実践事業（生活習慣病予防業務）	保健師・栄養士・歯科衛生士が生活習慣病予防、食生活、口腔保健等健康づくりに関する様々なテーマで講話や実技を行う			●									健康推進課
10	家庭訪問・健康相談	健康な生活の維持・増進のため、保健師・栄養士・歯科衛生士が必要な支援を行う			●									健康推進課
11	健康増進人材育成事業	市民を対象に健康づくり活動を行う人材（健康推進員・食生活改善サポーター）を育成する			●									健康推進課
12	民生委員及び児童委員活動支援	民生委員児童委員協議会の自主活動の強化のために、実践活動の推進に必要な調査および研究、関係機関、各種社会事業関係者との連絡調整、研修事業および民生委員活動の支援を行う							●		●			福祉政策課 地域福祉担当室
13	松戸市社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会との連携	社会福祉協議会が地域市民の福祉増進をめざす民間の自主的な組織として、地域福祉推進の中核的な役割を果たしていることから、人的基盤等の支援を行う	●											福祉政策課 地域福祉担当室
14	保護司会支援業務	松戸市内における保護司が行う保護観察の徹底と、犯罪予防活動の強化を図るため、更生保護事業の推進を支援する	●									●		福祉政策課 地域福祉担当室
15	低所得者支援事業	不測の事態により低所得となり緊急に支援を必要とする者に対し、支援金を交付し、その世帯の自立更生を図る									●			福祉政策課 地域福祉担当室
16	高齢者医療費助成事業	後期高齢者医療に要する入院・外来・調剤費に係る費用の一部を支給する（所得制限あり）									●	●		福祉政策課 地域福祉担当室
17	シニア交流センター管理運営事業	住み慣れた地域や家庭において、高齢者が自己の個性や能力を最大限に発揮し、生きがいをもって生涯を過ごす支援を行う									●			高齢者支援課
18	シルバー人材センター関係事業	高齢者に対して働く機会の拡大を図るため、公益社団法人松戸市シルバー人材センターの事業に要する経費に対して、補助金を交付する									●			高齢者支援課
19	高齢者日常生活支援事業（ながいき手帳作成・配布）	高齢者福祉施策等の情報を提供することにより、高齢者福祉への関心と理解を深め、各種サービスの活用を図る									●			高齢者支援課
20	老人クラブ育成指導事業	高齢者の知識及び経験を生かし、生きがいと健康づくりのための多様な社会活動を展開するシニアクラブ（老人クラブ）に対し、運営費の一部を助成することで、クラブ活動の普及と健全な運営を図る									●			高齢者支援課
21	介護予防普及啓発事業	介護予防に資する基本的な知識の普及啓発のため、普及啓発用パンフレットを配布する。認知症予防教室、介護予防教室（体操教室）を地域包括支援センターに委託する									●			高齢者支援課
22	高齢者支援連絡会業務	地域包括支援センターに委託し、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう支援し、生活上の課題を早めに発見することを目的に、市内9地区で高齢者支援連絡会を行う									●			高齢者支援課
23	介護予防把握事業	基本チェックリストに該当した方に対し、介護予防及び日常生活支援を目的として、心身の状況や環境に応じて必要なサービスが提供されるよう必要な支援を行う									●			高齢者支援課
24	地域包括支援センター事業（地域包括支援センターの委託）	身近なところで包括的・継続的に保健・福祉サービスが受けられるよう、日常生活圏域ごとに（市内15か所）地域包括支援センターを設置し、事業を委託する									●			地域包括ケア推進課
25	高齢者成年後見制度利用支援事業	判断能力の不十分な認知症高齢者等について、利用者本人に親族がない等の事情で必要と認められた場合に、成年後見制度利用の申立てを市長が行う。また必要な場合申立てに要する経費や成年後見人等の報酬を助成する									●			地域包括ケア推進課

通番	項目 (業務・取り組み)	業務内容	基本施策					重点施策				担当課	
			ネット ワー ク	人 材 育 成	啓 発	自 殺 未 遂 者	自 死 遺 族 等	児 童 生 徒	生 活 困 窮 者	高 齢 者	勤 務 ・ 経 営		子 ど も ・ 若 者
26	介護予防ケアマネジメント事業	地域包括支援センターが要支援者、事業対象者に対するアセスメントを行い、目標を設定し、利用者本人がそれを理解した上で、必要なサービスを主体的に利用し、目標の達成に取り組んでいるよう支援する							●				地域包括ケア推進課
27	中国残留邦人生活支援事業	中国残留邦人等とその配偶者の方で、満額の老齢基礎年金を受給してもなお生活の安定が十分に図れない方を対象に、支援給付を行う。また、通訳派遣や日常生活上の困難に関する相談・助言を行う							●				生活支援課
28	障害福祉計画策定・管理事業	障害者計画及び障害福祉計画の進捗管理を行うとともに、次期障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画の策定を行う	●										障害福祉課
29	松戸市地域自立支援協議会の開催	障害者総合支援法に定められている「松戸市地域自立支援協議会」を設置し、地域における障害福祉に関する関係者の連携や支援体制を協議する	●										障害福祉課
30	障害者居宅生活支援事業（障害者相談等業務）	障害者が在宅で安定して生活するため、様々な悩みの相談を受け付け生活支援を行う			●								障害福祉課
31	障害者手当等給付事業	日常生活が困難な特定の障害者に対し、手当の支給を行う							●				障害福祉課
32	計画相談支援等給付事業	障害児・者のサービス等利用計画を作成した際の費用の扶助や、特定入所費用の補給給付により負担軽減を図る							●		●		障害福祉課
33	障害者自立支援医療費支給認定業務	精神障害の治療または腎臓、心臓、免疫、肢体、そしやく等の手術や治療にかかる医療費の負担軽減等の支給を行う							●				障害福祉課
34	重層的支援体制整備事業における相談支援事業	相談支援事業を実施し障害者の自立支援を促進する。障害者等からの相談に応じ、情報提供、助言、サービスの利用支援等必要な支援を行う。障害者等の権利擁護のために必要な援助を行う			●	●			●			●	障害福祉課
35	障害者手帳の交付	身体・療育・精神の手帳を交付する			●				●				障害福祉課
36	福祉のしおり・社会資源マップ・ガイドブック等の作成	障害者とその家族に対し、各種福祉制度の概要や手続き方法を紹介する福祉のしおり等を作成・配布する			●								障害福祉課
37	障害児支援関係事業	支援が必要な子どもが切れ目なく支援を受けられるようにすること及び医療的ケア児等が在宅で安心して生活できるようにライフサポートファイルを活用した支援システムの構築を行う			●						●		障害福祉課
38	地域子育て支援拠点業務「おやこDE広場、子育て支援センター、ほっとるーむ」	乳幼児とその親が気軽に集い交流を図る場や、育児相談等を行える場を設置し、子育てへのストレス等の負担感の緩和を図り、安心して子育てができる環境整備と地域の子育て支援機能の充実を図る									●		子育て支援課
39	一時預かり業務「ほっとるーむ」	理由を問わず乳幼児を一時的に預かる事業を実施することにより、子育て中の保護者の子育て支援をするとともにその負担を軽減する									●		子育て支援課
40	子育てコーディネーター業務	地域子育て支援事業に従事しているスタッフを「子育てコーディネーター」と認定し、地域における多様な子育て支援サービスの連絡調整をすることで、子育ての孤立や不安感を解消する									●		子育て支援課
41	ファミリーサポートセンター業務	地域の中で育児の援助を行いたい人(提供会員)と援助を受けたい人(利用会員)が会員となり、相互に育児の援助活動を行う									●		子育て支援課
42	ひとり親家庭就労促進業務	ひとり親家庭の親が就労に必要な資格技能を習得するための講習を受ける経費を助成することにより、就労を促進し経済的自立を図る							●				子育て支援課
43	母子家庭等高等訓練促進業務	ひとり親が就労に結びつき易い資格取得のため、養成機関で修業する場合に訓練促進費を支給する							●				子育て支援課
44	ひとり親家庭学習支援業務	ひとり親家庭の親の学びなおしを支援することで、正規雇用を中心としたより良い条件での就労につなげる。また、児童に学習支援を行うことで基礎学力の向上を図り、地域での生活を総合的に支援する							●				子育て支援課
45	ひとり親家庭相談支援業務	母子・父子自立支援員がひとり親家庭等の自立に必要な情報提供・相談指導等の支援を行う							●				子育て支援課
46	母子生活支援施設入所委託業務	母子家庭の母あるいはこれに準ずる事情のある女子が、経済的な理由や住居がない等の事情のため児童の監護が十分にできない場合に入所させその生活を支援する							●		●		子育て支援課
47	高等学校修学資金関係事業	経済的理由で入学困難な生徒の保護者に対し、入学時に必要な入学金等の貸し付けを可能にし、有用な人材の育成を図る							●		●		子育て支援課
48	遺児手当給付事業	父母又は父母の一方と死別した義務教育終了前の遺児を扶養している者に手当を支給し、生活の安定と福祉の増進に寄与、児童の健全な育成を図る					●		●		●		子育て支援課
49	児童扶養手当給付事業	父又は母と生計を同じくしていない、18歳に達する日以後の最初の年度末までの子どもを扶養している家庭に対し手当を支給する							●		●		子育て支援課
50	ひとり親家庭等医療費等助成事業	ひとり親家庭等の親及び児童に対し、医療費・調剤費の自己負担金の一部又は全部を助成することにより、ひとり親家庭の経済的負担を軽減し、福祉の向上を図る							●		●		子育て支援課
51	「GET YOUR DREAM」事業	市内中学校にて、地域の様々な職業や大人の価値観に触れる「GET YOUR DREAM事業」を実施する									●		子どもわかもの課
52	児童短期入所等委託事業	保護者が疾病・出産・看護・事故・災害・冠婚葬祭・失踪・転勤・出張・仕事等の社会的事由により養育ができない家庭の児童を対象とし、ショートステイ、夜間看護、休日看護及び土曜看護を施設へ委託する									●		こども家庭センター
53	入院助産措置委託業務	保健上必要であるにもかかわらず、経済的理由により入院助産を受けることができないと認められる場合、その妊産婦を助産施設に入所させて助産を受けさせる							●		●		こども家庭センター
54	市民健康相談事業	各種届出により健康状態を把握し、また市民の身近な健康相談の場として適切な保健指導を行うことにより、市民の健康維持・増進に役立てる。本庁及び各支所9か所に設置されている			●				●		●	●	こども家庭センター母 子保健担当室

通番	項目 (業務・取り組み)	業務内容	基本施策					重点施策			担当課		
			ネット ワーク	人材 育成	啓 発	自殺 未 遂者	自 死 遺 族等	児 童 生 徒	生 活 困 窮者	高 齢 者		勤 務 ・ 経 営	子 ど も ・ 若 者
55	家庭訪問事業 妊婦訪問指導	家庭訪問により、問診・妊婦の健康状態の観察・把握・指導・相談等を行う。									●	●	こども家庭センター母 子保健担当室
56	母子健康手帳交付業務	各市民健康相談室で妊娠届出のあった者に保健師が直接面接し、母子健康手帳の交付、必要に応じた健康支援を行う									●	●	こども家庭センター母 子保健担当室
57	ママパパ学級開催事業	初妊婦とパートナーを対象に保健福祉センターとおよこD E広場等で妊娠中の生活や育児についての講話、実技、交流を行う										●	こども家庭センター母 子保健担当室
58	産後ケア業務	心身の安定と育児不安の解消、児童虐待の未然防止を目的に作成する支援計画に基づき、育児の助言指導を実施。宿泊型・日帰り型は病院、訪問型は助産師会助産師が家庭訪問で実施する									●	●	こども家庭センター母 子保健担当室
59	乳児健康診査業務	委託医療機関にて3か月児・7か月児・9か月児の健康診査を実施する									●	●	こども家庭センター母 子保健担当室
60	1歳6か月児健康診査業務	集団で行う全員面談方式により健康診査を実施し、育児や健康に関する相談を受付ける。発育発達、養育状況とあわせて主な養育者の体調や育児負担、相談・協力者等について確認し、必要な場合は継続的に支援する									●	●	こども家庭センター母 子保健担当室
61	3歳児健康診査業務	集団で行う全員面談方式により一般健康診査、歯科健康診査、尿検査を同時に実施する。発育発達、養育状況とあわせて主な養育者の体調や育児負担、相談・協力者等について確認し、必要な場合は継続的に支援する									●	●	こども家庭センター母 子保健担当室
62	発達相談	発達の気になる子やその対応に苦慮している親等に対して、心理士協力のもと、支援の方向性を相談。必要に応じて療育機関等につなぐ									●	●	こども家庭センター母 子保健担当室
63	母子保健指導業務育児相談「赤ちゃん教室」	乳児と保護者を対象に、およこD E広場等で健康教育やグループワーク、個別相談を行う									●	●	こども家庭センター母 子保健担当室
64	母子保健歯科指導事業「わんぱく歯科くらぶ」	2歳～3歳5か月児と保護者を対象にした教室。子どもにはブラッシング指導、日常生活についての個別相談、フッ化物塗布、歯科健診等を行い、保護者には歯周病の重症化予防として口腔ケアの指導を行う									●	こども家庭センター母 子保健担当室	
65	養育支援訪問業務	養育支援が必要であると判断した家庭に対し、保育士等がその居室を訪問し、養育に関する指導、助言を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する。松戸市社会福祉協議会へ委託している									●	こども家庭センター母 子保健担当室	
66	健康増進啓発事業（歯科予防業務）	保育所、幼稚園児を対象にフッ化物洗口を実施する									●	こども家庭センター母 子保健担当室	
67	人権リーフレットを作成	市内全小学校5年生に配付し、児童に人権の大切さについて指導する									●	学習指導課	
68	進路指導業務「進路適正検査」	コンピュータ診断資料を活用し、自己理解や進路についての意識付けを行い、進路学習を進める。生徒個人票に保護者向けのアドバイスを加え、連携を密にする									●	学習指導課	
69	生徒指導業務「中学校生徒指導連絡協議会」	問題行動の未然防止や家庭環境の改善を含めた児童生徒の健全育成のための指導体制を充実させる。学校と関係機関が情報共有を行い対応を検討する					●				●	児童生徒課	
70	生徒指導業務「学校警察連絡協議会」	問題行動の未然防止や家庭環境の改善を含めた児童生徒の健全育成のための指導体制を充実させる。学校と警察が情報共有を行い対応を検討する	●								●	児童生徒課	
71	生徒指導業務「個別支援会議の開催・調整」	問題行動の未然防止や家庭環境の改善を含めた児童生徒の健全育成のため、学校だけでは問題解決が難しい案件に関して、関係機関と協力して問題に対応する	●								●	児童生徒課	
72	校長会・教頭会・生徒指導主任研修会	校長会や生徒指導主任研修会を開催し、いじめの積極的認知を指導する									●	児童生徒課	
73	『ストップ・ザ・いじめ』～子どもの心を耕す標語大作戦～	いじめ根絶のために、「標語」づくりを通して児童生徒一人一人の心を耕していくことを目的に全小中学校で実施。各学校で選ばれた、いじめ防止に関する標語を教育委員会主催の行事や配付物に活用する									●	児童生徒課	
74	児童生徒活動支援業務「学級診断尺度（Q-U）調査」	子どもたちの学級生活の満足度と意欲、学級集団の状態を、質問項目への回答から測定する心理検査を行う。各学校が心理面や学級集団を客観的に把握し、学級経営や授業の改善に活用している						●			●	児童生徒課	
75	不登校支援研修会・教育相談研修会	効果的な不登校支援、教育相談について研修し、教員の実践力を養う									●	児童生徒課	
76	教育相談・心理相談	松戸市在住の小中学生、保護者、教員を対象とし、心理相談員が面談を実施する						●			●	児童生徒課	
77	松戸市教育支援センター「ふれあい学級」運営	松戸市在住の小4～6年生、中学生を対象に、不登校を主訴として教育相談に来談する市内の児童生徒を対象に、社会的自立を目指した支援を行う						●			●	児童生徒課	
78	松戸市教育支援センター「ほっとステーション」運営	松戸市在住の小中学生を対象に、不登校を主訴として教育相談に来談する市内の児童生徒を対象に、社会的自立を目指した支援を行う。家から出れない児童生徒に対し訪問相談を実施している						●			●	児童生徒課	
79	長期欠席児童生徒月例報告	長期欠席(30日以上)の児童生徒の統計を行い、市内の傾向を把握し、対策を講じる									●	児童生徒課	
80	救急隊員に対する各種研修会、救急活動事後検証の開催	人材の育成と職員の意識改革により現有消防力を効果的に運用し、強靱な組織づくりを図る	●									救急課	
81	医療関係連携業務（救急関係機関との連絡調整に係る会議等への出席）	迅速かつ確かな救急活動を実現するため、医療機関、保健所等の各種関係機関との連携を強化し、円滑な業務の遂行を図る	●									救急課	

6 評価項目一覧

基本施策1 生きる支援につながるネットワークの強化

評価指標	現状 (令和4年)	目標 (令和10年)
松戸市自殺対策推進部会に参加する関係機関・団体数	8	10
「松戸市いのち支える連携ガイドブック」の配付数	2,685	5,000

基本施策2 自殺対策を支える人材の育成

評価指標	現状 (令和4年)	目標 (令和10年)
ゲートキーパー養成研修等受講者数累計	3,148	4,200
ゲートキーパー養成研修受講後アンケートで、「悩みを抱えている人に声をかけることができると思う」と回答した人の割合	90.9%	90%以上

基本施策3 市民への啓発と周知

評価指標	現状 (令和4年)	目標 (令和10年)
メンタルチェックシステム「こころの体温計」年間アクセス数	65,442	60,000 以上
「生きる支援相談窓口」の相談件数	543	1,200

基本施策4 自殺未遂者等への支援の充実

評価指標	現状 (令和4年)	目標 (令和10年)
自殺未遂者等対応のための研修の実施	未実施	実施

基本施策5 自死遺族等への支援の充実

評価指標	現状 (令和4年)	目標 (令和10年)
自死遺族支援を行う関係機関・関係団体と連携した取組	未実施	実施

基本施策6 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

評価指標	現状 (令和4年)	目標 (令和10年)
小中学生へのSOSの出し方に関する教育の実施	実施	継続実施
小中高生へのこころの健康に関する啓発物の配布先	10校 (市内私立・公立 高校)	79校 (市内小中高校)

重点施策1 生活困窮者の自殺対策の推進

評価指標	現状 (令和4年)	目標 (令和10年)
松戸市自立相談支援センターにおける新規相談受付件数	659	929

重点施策2 高齢者の自殺対策の推進

評価指標	現状 (令和4年)	目標 (令和10年)
福祉まるごと相談窓口における相談件数	3,376	4,000
収入のある仕事に就いている高齢者の割合(一般高齢者)	23%	27%

重点施策3 勤務・経営問題に関わる自殺対策の推進

評価指標	現状 (令和4年)	目標 (令和10年)
市内の企業経営者、労働者および勤務・経営問題の関係機関への周知啓発回数	8回	8回以上

重点施策4 子ども・若者の自殺対策の推進

評価指標	現状 (令和4年)	目標 (令和10年)
市内小中学校の児童生徒へのいじめ相談カードの配付	実施	継続実施
中高生の居場所の整備	5施設	7施設

重点施策5 女性・マイノリティ等の自殺対策の推進

評価指標	現状 (令和4年)	目標 (令和10年)
乳児家庭全戸訪問事業による状況把握率	100%	100%
ゆうまつどころの相談における相談支援	実施	継続実施

第6章 自殺対策の推進体制

計画は策定するだけでなく、その進捗管理が重要です。

進捗管理では、基本施策・重点施策における主な取組について、実施している各部署に進捗状況を調査し、松戸市自殺対策推進部会や松戸市自殺対策庁内連携会議で報告し、計画の推進に努めます。

1 自殺対策の推進体制

(1) 松戸市自殺対策推進部会

学識経験者、医療、県（保健所）、福祉、経済労働などの民間団体と連携し自殺対策を推進していきます。

(2) 松戸市自殺対策庁内連携会議

健康医療部長が座長となり、福祉、教育、経済労働など自殺対策に関連の深い部局の課長で構成しており、継続的な自殺対策の推進に向けて総合的に連携していきます。

2 計画策定までの経過

(1) 会議経過等

令和4年10月	新たな自殺総合対策大綱が閣議決定
令和4年10月11日～ 10月31日	健康づくりに関する市民アンケート調査実施（自殺対策の項目を含む）
令和5年2月8日	令和4年度 第2回松戸市健康づくり推進会議開催 （松戸市自殺対策計画の進捗状況の報告、令和4年度市民アンケート調査の集計報告）
令和5年5月25日	令和5年度 第1回松戸市健康づくり推進会議開催 （松戸市自殺対策計画の進捗状況の報告、令和4年度市民アンケート調査の集計、分析報告）
令和5年6月	厚生労働省「地域自殺対策計画」策定・見直しの手引発出
令和5年8月2日	令和5年度松戸市自殺対策庁内連携会議開催 （松戸市自殺対策計画の進捗状況の共有、第2期松戸市自殺対策計画骨子案検討）
令和5年11月10日～ 11月19日	令和5年度松戸市自殺対策推進部会開催 （松戸市自殺対策計画の進捗状況の報告、第2期松戸市自殺対策計画案検討）
令和5年12月25日～ 令和6年1月24日	パブリックコメント実施
令和6年2月7日	令和5年度 第2回松戸市健康づくり推進会議開催 （パブリックコメント実施結果、計画案について）

(2) 松戸市自殺対策推進部会委員名簿

	分野	所属 役職	氏名
1	学識経験者	千葉大学大学院看護学研究院 講師	いいの りえ 飯野 理恵
2	保健医療関係	たけだメンタルクリニック 院長	たけだ なおき 武田 直己
3	関係行政機関	松戸健康福祉センター 地域保健課長	かとうぎ よしみ 加藤木 好美
4	福祉関係者	松戸市民生委員児童委員協議会 理事	たけうち けいこ 竹内 恵子
5		松戸市社会福祉協議会 常務理事	まちやま たかこ 町山 貴子
6	市民団体	松戸商工会議所 事務局長	きうち としあき 木内 利明
7		松戸市はつらっクラブ連合会 総務部長	みやもと あきら 宮本 晃
8		松戸市健康推進員協議会 副会長	もとかわ ともえ 元川 智栄
9	市長が必要と認める者	千葉いのちの電話 事務局長	さいとう こういち 斎藤 浩一

【オブザーバー】

1	横浜市立大学 医学群 医学部 教授 ※松戸市健康づくり推進会議 会長	みずしま しゅんさく 水嶋 春朔
2	千葉県松戸警察署 生活安全課長	ごとう りょうすけ 後藤 良輔
3	東日本旅客鉄道株式会社 松戸駅総括副長	はやさか かつひさ 早坂 勝久
4	認定NPO法人千葉県東葛地区・生と死を考える会 理事長	たけうち けいじ 竹内 啓二

(令和5年10月1日現在)

(3) 松戸市自殺対策庁内連携会議構成所属一覧

	部	課
1	総務部	男女共同参画課
2	総合政策部	広報広聴課
3	経済振興部	商工振興課
4	経済振興部	消費生活課
5	健康医療部	健康推進課
6	福祉長寿部	福祉政策課
7	福祉長寿部	高齢者支援課
8	福祉長寿部	地域包括ケア推進課
9	福祉長寿部	生活支援課
10	福祉長寿部	障害福祉課
11	子ども部	子ども政策課
12	子ども部	子育て支援課
13	子ども部	子どもわかもの課
14	子ども部	こども家庭センター
15	生涯学習部	教育政策研究課
16	学校教育部	学習指導課
17	学校教育部	児童生徒課
18	消防局	救急課

(令和5年10月1日現在)

資料編

1 「健康づくり」に関する松戸市民アンケート調査

(1) 調査の目的と本計画への反映

この調査は、松戸市健康増進計画「健康松戸 21Ⅲ」（計画期間：平成 26 年度～令和 6 年度）が最終年を迎え、新たに健康増進計画の策定が予定されていることから、市民の健康についての意識や生活習慣等を把握し、計画の見直しに反映させることを目的に実施したものです。

この調査には、本計画を策定する上で自殺に関連する設問を設けており、その結果を掲載しています。

(2) 本調査の概要

①調査対象者

令和 4 年 8 月 1 日現在松戸市在住の、満 20 歳以上の市民 5,000 人を住民基本台帳より無作為抽出しました。

②調査方法

郵送配布、郵送回収（無記名、自記式）

③調査期間

令和 4 年 10 月 11 日～令和 4 年 10 月 31 日

④回収結果

回収数 1,744 票（回収率 34.9%）

性・年齢を明記した回答数 1,711 票（回収率 34.2%）

(3) 調査のまとめ概要

- 「これまでの人生の中で、本気で自殺をしたいと考えたことがあるか」に男性の 16.4%、女性の 22.1%が「ある」と回答。
- 特に、女性の 20 歳代～40 歳代、男性の 40 歳代で高い傾向が見られ、女性の 30 歳代は「最近 1 年以内に自殺したいと考えた」ことがある人の割合も高い。
- 「死にたいと思った原因」は、女性では家庭問題、男性では勤務問題が多い。
- 「必要だと思う自殺対策」は、「子どもが相談しやすい環境・体制整備」が最も多く、「様々な悩みに対応した相談窓口」「職場におけるメンタルヘルス対策」が続く。
- 「社会の取り組みで自殺に追い込まれる人を減らせる」と思う人は前回調査（平成 29 年）より増加。

(4) 主な調査結果

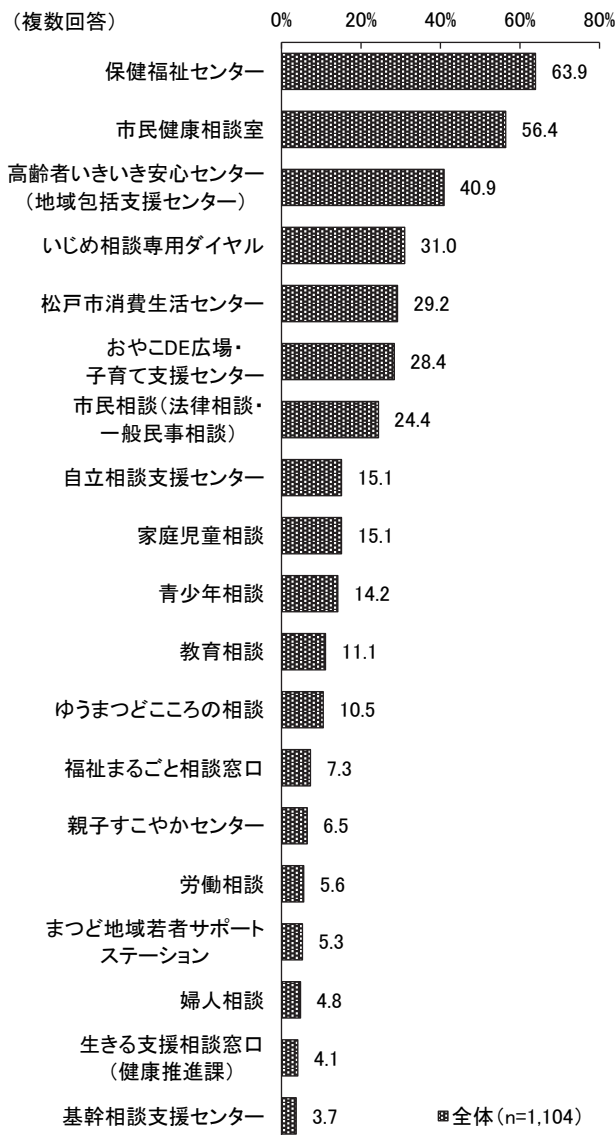
①松戸市の相談窓口の認知状況

【質問 41】 松戸市の相談窓口で、あなたが知っているものすべてに○をつけてください。

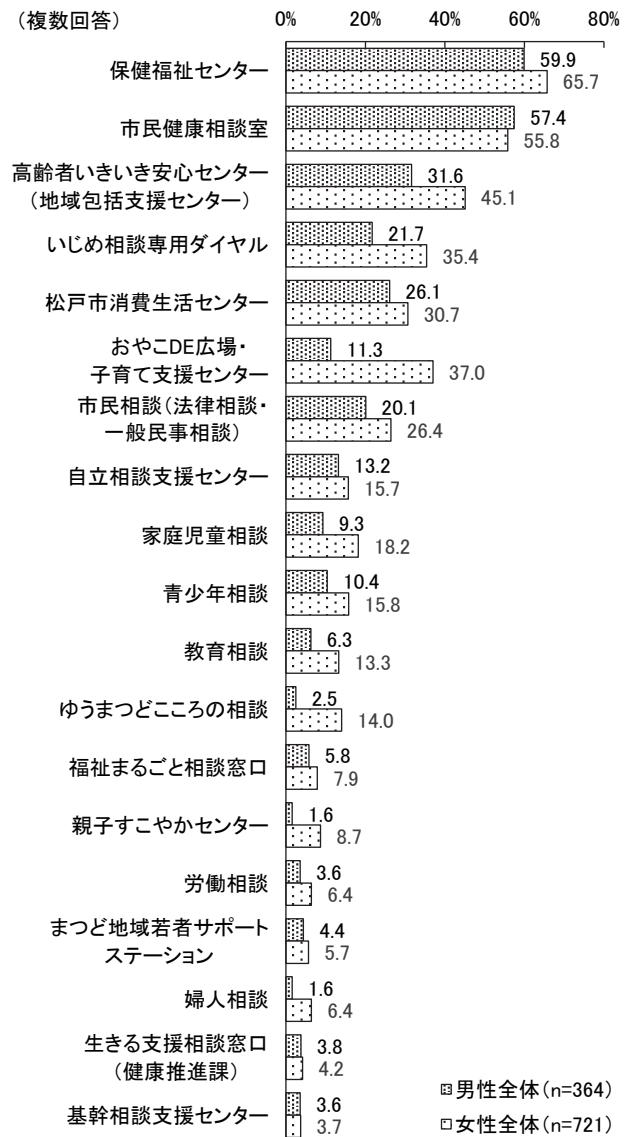
○相談窓口の認知は、「保健福祉センター」が 63.9%で最も多く、「市民健康相談室」が 56.4%、「高齢者いきいき安心センター（地域包括支援センター）」が 40.9%で続きます。

○男女別では、女性の認知は概ね男性より多くなっています。

【自殺対策に関する松戸市の相談窓口の認知：全体】



【自殺対策に関する松戸市の相談窓口の認知：男女別】

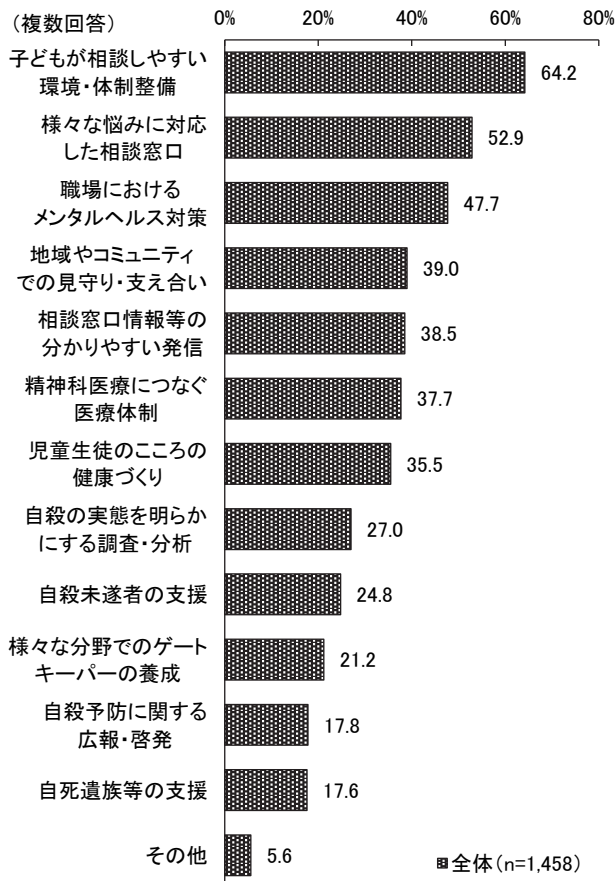


②自殺対策について必要だと思うこと

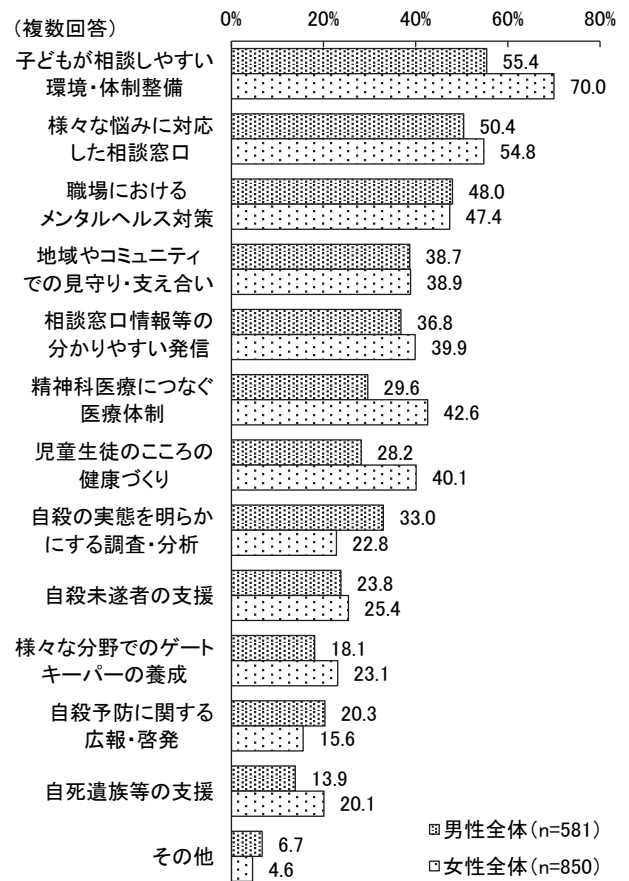
【質問 42】あなたが自殺対策について必要だと思うことはどんなことですか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

○「子どもが相談しやすい環境・体制整備」が 64.2%で最も多く、「様々な悩みに対応した相談窓口」が 52.9%、「職場におけるメンタルヘルス対策」が 47.7%で続きます。

【自殺対策で必要なこと：全体】



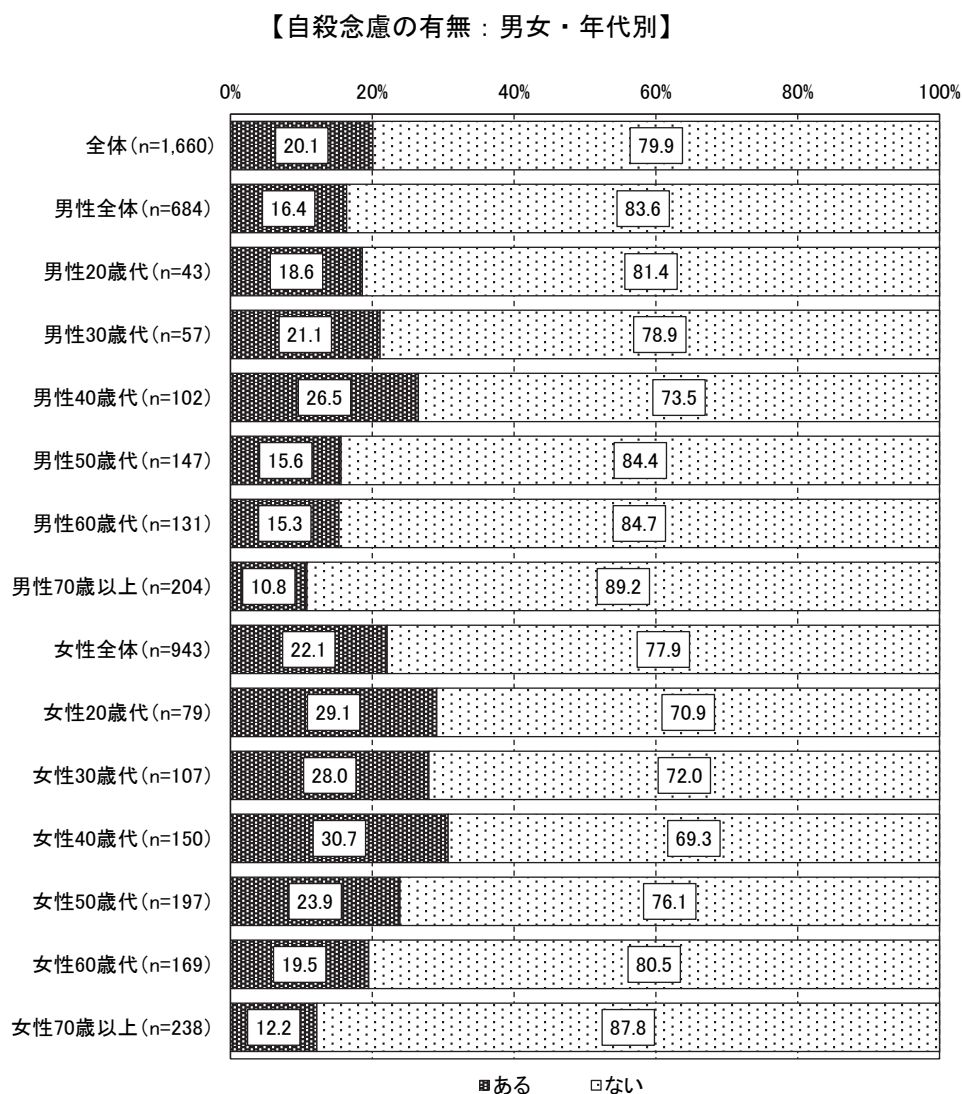
【自殺対策で必要なこと：男女別】



③自殺を考えたことがあるか

【質問 43】 あなたはこれまでの人生のなかで、本気で自殺をしたいと考えたことはありますか。
あてはまる番号を 1 つ選んで○をつけてください

○「ある」は 20.1%、「ない」は 79.9%となっています。

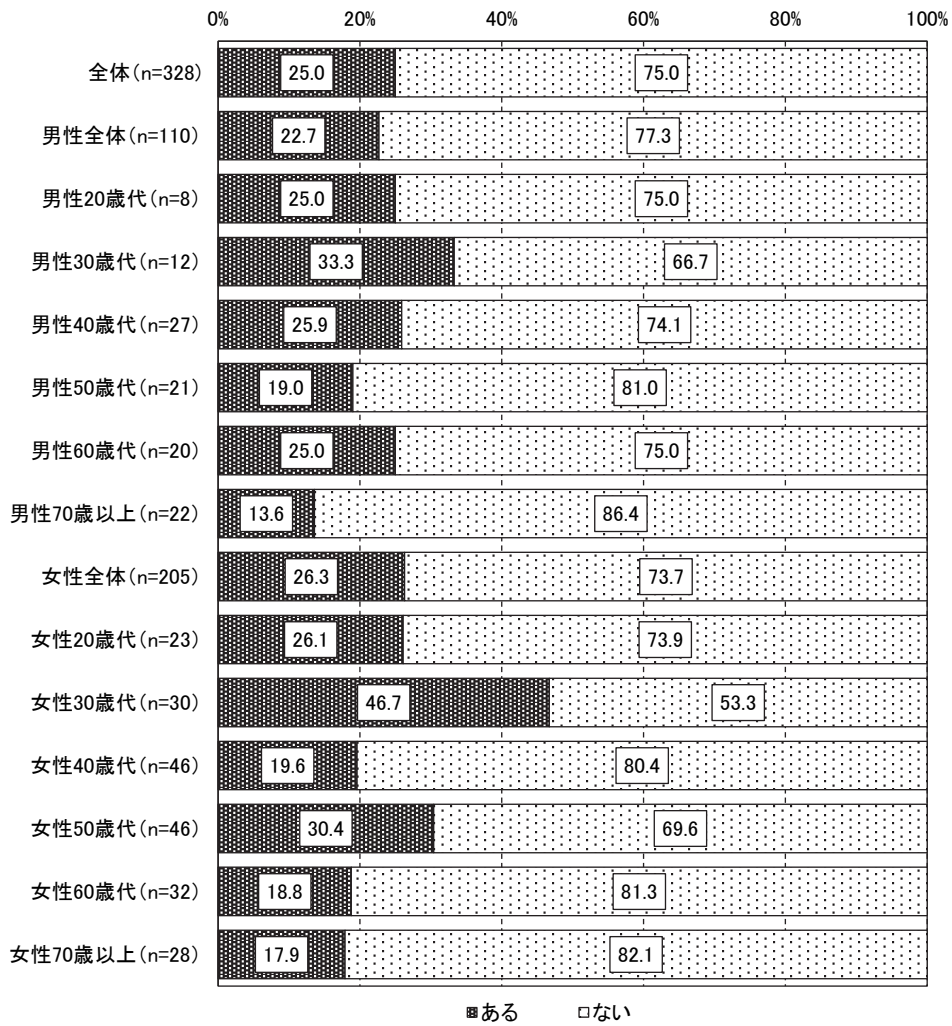


④1年以内に自殺を考えたことがあるか
 <質問43で「ある」と回答した方>

【質問43-1】最近1年以内にそう考えたことがありますか。

○「ある」は25.0%、「ない」は75.0%となっています。

【最近1年以内の自殺念慮の有無：男女・年代別】



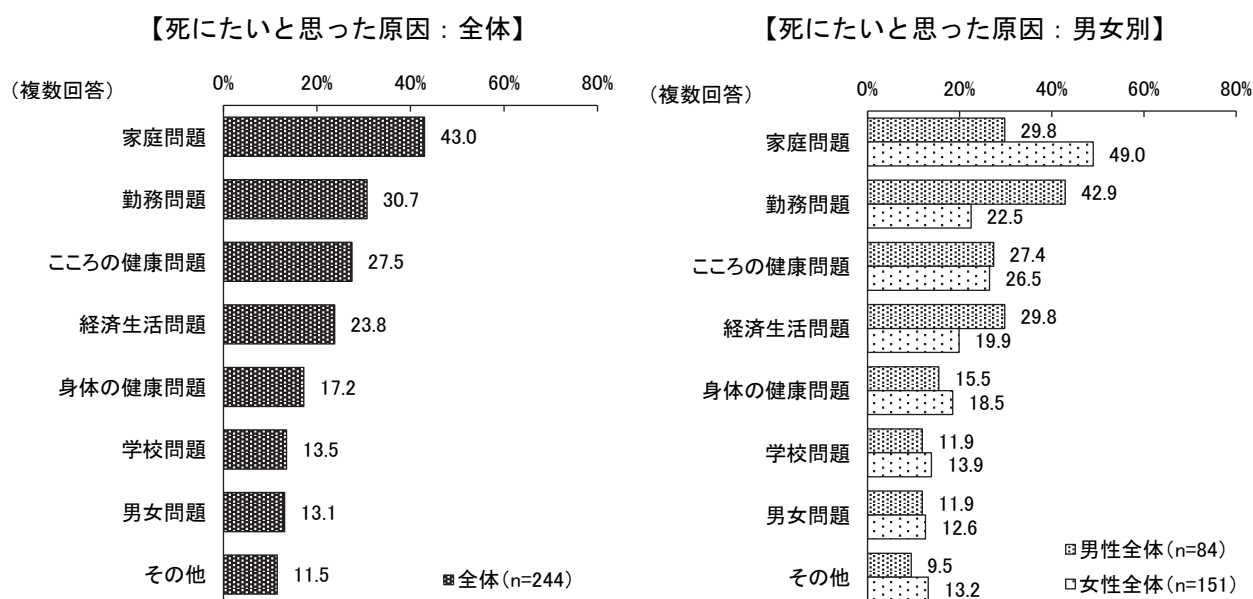
⑤死にたいと思った原因

<質問 43 で「ある」と回答した方>

【質問 43-2】死にたいと思った原因は何ですか。あてはまるものをすべて選んで○をつけてください

○「家庭問題」が43.0%で最も多く、「勤務問題」が30.7%、「こころの健康問題」が27.5%、「経済生活問題」が23.8%で続きます。

○男性では「勤務問題」が、女性では「家庭問題」が最も多くなっています。

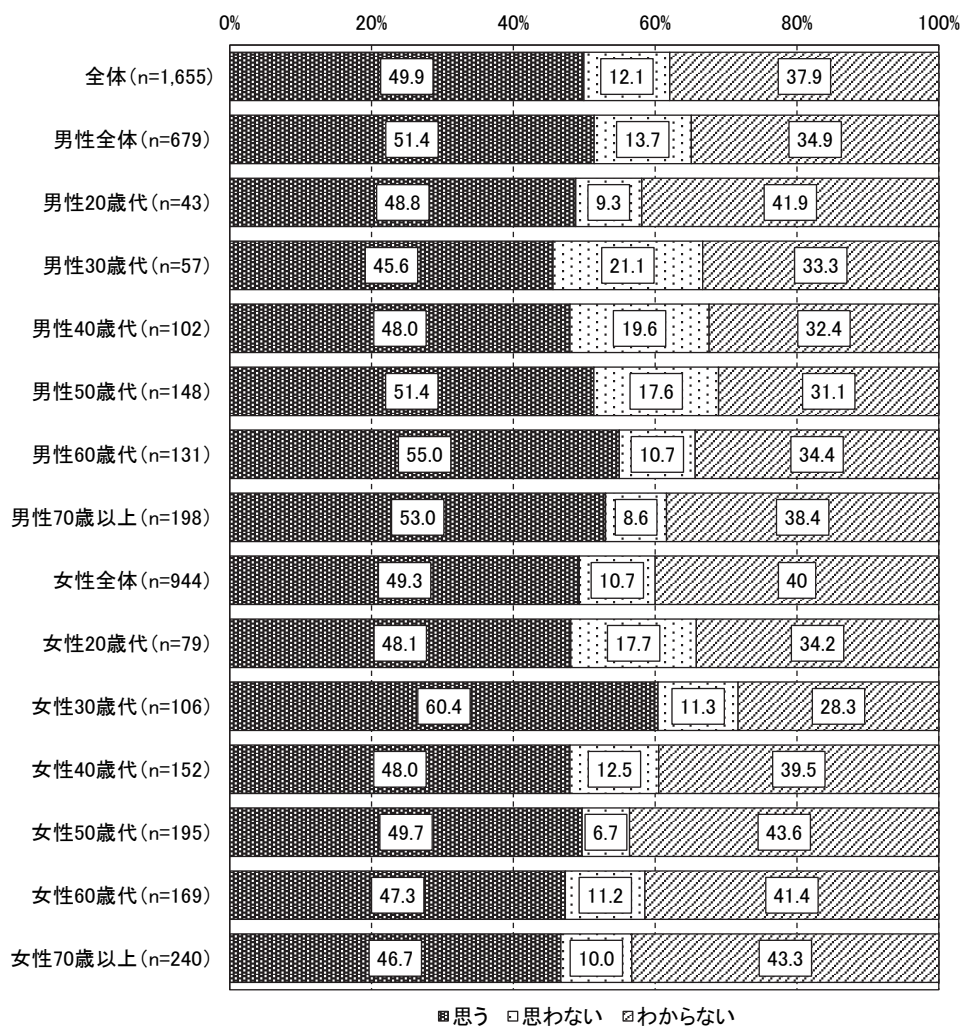


⑥社会の取り組みで自殺に追い込まれる人を減らせると思うか

【質問 44】あなたは社会の取り組みで自殺に追い込まれる人を減らすことができると思いますか。あてはまる番号を1つ選んで○をつけてください

○「思う」が49.9%、「思わない」が12.1%「わからない」が37.9%となっています。

【社会の取り組みで自殺に追い込まれる人を減らせると思うか：男女・年代別】



2 自殺対策基本法

自殺対策基本法〔平成十八年六月二十一日号外法律第八十五号〕

目次

- 第一章 総則（第一条—第十一条）
- 第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等（第十二条—第十四条）
- 第三章 基本的施策（第十五条—第二十二条）
- 第四章 自殺総合対策会議等（第二十三条—第二十五条）
- 附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年、我が国において自殺による死亡者数が高い水準で推移している状況にあり、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、これに対処していくことが重要な課題となっていることに鑑み、自殺対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、自殺対策の基本となる事項を定めること等により、自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等の支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第二条 自殺対策は、生きることの包括的な支援として、全ての人がかげがえのない個人として尊重されるとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援とそれを支えかつ促進するための環境の整備充実が幅広くかつ適切に図られることを旨として、実施されなければならない。

- 2 自殺対策は、自殺が個人的な問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取組として実施されなければならない。
- 3 自殺対策は、自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであることを踏まえ、単に精神保健的観点からのみならず、自殺の実態に即して実施されるようにしなければならない。
- 4 自殺対策は、自殺の事前予防、自殺発生の危機への対応及び自殺が発生した後又は自殺が未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じた効果的な施策として実施されなければならない。
- 5 自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、総合的に実施されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（次項において「基本理念」という。）にのっとり、自殺対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、自殺対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。
- 3 国は、地方公共団体に対し、前項の責務が十分に果たされるように必要な助言その他の援助を行うものとする。

（事業主の責務）

第四条 事業主は、国及び地方公共団体が実施する自殺対策に協力するとともに、その雇用する労働者の心の健康の保持を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(国民の責務)

第五条 国民は、生きることの包括的な支援としての自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるよう努めるものとする。

(国民の理解の増進)

第六条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、自殺対策に関する国民の理解を深めるよう必要な措置を講ずるものとする。

(自殺予防週間及び自殺対策強化月間)

第七条 国民の間に広く自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるとともに、自殺対策の総合的な推進に資するため、自殺予防週間及び自殺対策強化月間を設ける。

2 自殺予防週間は九月十日から九月十六日までとし、自殺対策強化月間は三月とする。

3 国及び地方公共団体は、自殺予防週間においては、啓発活動を広く展開するものとし、それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

4 国及び地方公共団体は、自殺対策強化月間においては、自殺対策を集中的に展開するものとし、関係機関及び関係団体と相互に連携協力を図りながら、相談事業その他それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

(関係者の連携協力)

第八条 国、地方公共団体、医療機関、事業主、学校(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校をいい、幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。第十七条第一項及び第三項において同じ。)、自殺対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者は、自殺対策の総合的かつ効果的な推進のため、相互に連携を図りながら協力するものとする。

(名誉及び生活の平穩への配慮)

第九条 自殺対策の実施に当たっては、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穩に十分配慮し、いやしくもこれらを不当に侵害することのないようにしなければならない。

(法制上の措置等)

第十条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十一条 政府は、毎年、国会に、我が国における自殺の概況及び講じた自殺対策に関する報告書を提出しなければならない。

第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等

(自殺総合対策大綱)

第十二条 政府は、政府が推進すべき自殺対策の指針として、基本的かつ総合的な自殺対策の大綱(次条及び第二十三条第二項第一号において「自殺総合対策大綱」という。)を定めなければならない。

(都道府県自殺対策計画等)

第十三条 都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、当該都道府県の区域内における自殺対策についての計画(次項及び次条において「都道府県自殺対策計画」という。)を定めるものとする。

2 市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画(次条において「市町村自殺対策計画」という。)を定めるものとする。

(都道府県及び市町村に対する交付金の交付)

第十四条 国は、都道府県自殺対策計画又は市町村自殺対策計画に基づいて当該地域の状況に応じた自殺対策のために必要な事業、その総合的かつ効果的な取組等を実施する都道府県又は市町村に対し、当該事業等の実施に要する経費に充てるため、推進される自殺対策の内容その他の事項を勘案して、厚生労働省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

第三章 基本的施策

(調査研究等の推進及び体制の整備)

第十五条 国及び地方公共団体は、自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するため、自殺の実態、自殺の防止、自殺者の親族等の支援の在り方、地域の状況に応じた自殺対策の在り方、自殺対策の実施の状況等又は心の健康の保持増進についての調査研究及び検証並びにその成果の活用を推進するとともに、自殺対策について、先進的な取組に関する情報その他の情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策の効率的かつ円滑な実施に資するための体制の整備を行うものとする。

(人材の確保等)

第十六条 国及び地方公共団体は、大学、専修学校、関係団体等との連携協力を図りながら、自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。

(心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進等)

第十七条 国及び地方公共団体は、職域、学校、地域等における国民の心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進並びに相談体制の整備、事業主、学校の教職員等に対する国民の心の健康の保持に関する研修の機会の確保等必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策で大学及び高等専門学校に係るものを講ずるに当たっては、大学及び高等専門学校における教育の特性に配慮しなければならない。

3 学校は、当該学校に在籍する児童、生徒等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、当該学校に在籍する児童、生徒等に対し、各人がかけがえのない個人として共に尊重し合いながら生きていくことについての意識の涵養等に資する教育又は啓発、困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育又は啓発その他当該学校に在籍する児童、生徒等の心の健康の保持に係る教育又は啓発を行うよう努めるものとする。

(医療提供体制の整備)

第十八条 国及び地方公共団体は、心の健康の保持に支障を生じていることにより自殺のおそれがある者に対し必要な医療が早期かつ適切に提供されるよう、精神疾患を有する者が精神保健に関して学識経験を有する医師（以下この条において「精神科医」という。）の診療を受けやすい環境の整備、良質かつ適切な精神医療が提供される体制の整備、身体の傷害又は疾病についての診療の初期の段階における当該診療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、救急医療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、精神科医とその地域において自殺対策に係る活動を行うその他の心理、保健福祉等に関する専門家、民間の団体等の関係者との円滑な連携の確保等必要な施策を講ずるものとする。

(自殺発生回避のための体制の整備等)

第十九条 国及び地方公共団体は、自殺をする危険性が高い者を早期に発見し、相談その他の自殺の発生を回避するための適切な対処を行う体制の整備及び充実に必要な施策を講ずるものとする。

(自殺未遂者等の支援)

第二十条 国及び地方公共団体は、自殺未遂者が再び自殺を図ることのないよう、自殺未遂者等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(自殺者の親族等の支援)

第二十一条 国及び地方公共団体は、自殺又は自殺未遂が自殺者又は自殺未遂者の親族等に及ぼす深刻な心理的影響が緩和されるよう、当該親族等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(民間団体の活動の支援)

第二十二条 国及び地方公共団体は、民間の団体が行う自殺の防止、自殺者の親族等の支援等に関する活動を支援するため、助言、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

第四章 自殺総合対策会議等

(設置及び所掌事務)

第二十三条 厚生労働省に、特別の機関として、自殺総合対策会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 自殺総合対策大綱の案を作成すること。

二 自殺対策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。

三 前二号に掲げるもののほか、自殺対策に関する重要事項について審議し、及び自殺対策の実施を推進すること。

(会議の組織等)

第二十四条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、厚生労働大臣をもって充てる。

3 委員は、厚生労働大臣以外の国务大臣のうちから、厚生労働大臣の申出により、内閣総理大臣が指定する者をもって充てる。

4 会議に、幹事を置く。

5 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、厚生労働大臣が任命する。

6 幹事は、会議の所掌事務について、会長及び委員を助ける。

7 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(必要な組織の整備)

第二十五条 前二条に定めるもののほか、政府は、自殺対策を推進するにつき、必要な組織の整備を図るものとする。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二七年九月一一日法律第六六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条の規定 公布の日

(自殺対策基本法の一部改正に伴う経過措置)

第六条 この法律の施行の際現に第二十七条の規定による改正前の自殺対策基本法第二十条第一項の規定により置かれている自殺総合対策会議は、第二十七条の規定による改正後の自殺対策基本法第二十条第一項の規定により置かれる自殺総合対策会議となり、同一性をもって存続するものとする。

(政令への委任)

第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二八年三月三〇日法律第一一号) 抄

(施行期日)

- 1 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

第2期松戸市自殺対策計画

～誰も自殺に追い込まれることのない松戸市を目指して～

発行：令和6年3月

発行者：松戸市健康医療部健康推進課

〒271-0072 千葉県松戸市竹ヶ花 74 番地の3

中央保健福祉センター

TEL：047-366-7486 FAX：047-363-9766



松戸市